

## 本日の会議に付した事件

平成24年第1回山元町議会臨時会(第1日目)  
平成24年2月8日(水) 午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 提出議案の説明  
日程第 4 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて(平成23年度山元町一般会計補正予算・専決第3号)  
日程第 5 議案第 1号 山元町東日本大震災復興交付金基金条例  
日程第 6 議案第 2号 山元町職員定数条例の一部を改正する条例  
日程第 7 議案第 3号 山元町副町長定数条例の一部を改正する条例  
日程第 8 議案第 4号 山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例  
日程第 9 議案第 5号 山元町教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例  
日程第10 議案第 6号 平成23年度山元町一般会計補正予算(第3号)  
日程第11 議案第 7号 平成23年度被災建物等解体・撤去工事(その28)請負契約の締結について  
日程第12 議員派遣の件について

---

午前10時00分 開 議

議 長(阿部 均君) ただいまから、平成24年第1回山元町議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

---

議 長(阿部 均君) 日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第117条の規定により13番後藤正幸君、1番青田和夫君を指名します。

---

議 長(阿部 均君) 日程第2. 会期決定の件を議題とします。

事務局長にお手元に配布しております会期日程案を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

〔会期日程案は別添のとおり〕

議 長(阿部 均君) お諮りします。本臨時会の会期は、お手元に配布しておりますとおり、本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りに決定しました。

---

議長（阿部 均君）これから、議長諸報告を行います。

事務局長にお手元に配布しております報告書を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

〔議長諸報告は別添のとおり〕

議長（阿部 均君）これで議長諸報告を終わります。

---

議長（阿部 均君）日程第3. これから提出議案の説明を求めます。町長、齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい。おはようございます。

本日ここに平成24年第1回山元町議会臨時会が開催され、平成23年度一般会計補正予算案を初め、各種提出議案をご審議いただくに当たり、各議案の概要等をご説明申し上げ、議員各位の一層のご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本議会においてご審議をいただく各議案の概要についてご説明申し上げます。

初めに、承認関係についてであります。承認第1号専決処分の承認を求めることについては、民有地内の瓦れき撤去作業により、個人資産に損害を発生させたとして慰謝料等請求調停事件が提訴されたことから、調停弁護に要する費用を地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものであります。

次に、予算関係議案についてであります。議案第6号平成23年度山元町一般会計補正予算（第3号）における歳出予算からご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、主に本町の本格的な復旧・復興に向け国の第3次補正予算である東日本大震災復興交付金事業において、1月に国のヒアリングを経て補助を申請した事業のうち、早期着手可能な事業等について予算措置するものであります。

総務費では、東日本大震災復興交付金事業を実施するに当たり、土木費国庫補助金や農林水産業費国庫補助金などの復興交付金を一括受け入れするため、基金積み立てを行うものであります。

衛生費については、本年3月末までに放射能除染実施計画を策定する必要があることから、計画策定に要する費用及びホットスポットの除去など応急対策に要する費用を措置するものであります。

農林水産業費については、地域農業経営再開復興支援事業により、営農意向調査等を通じた地域合意形成による農地利用集積を図るための経費のほか、復興交付金事業であるイチゴ団地4ブロックの整備に係る測量や設計など、調査に要する経費を措置しております。

土木費の災害公営住宅建設費については、新山下駅や新坂元駅周辺の2団地における災害公営住宅を早期に整備するため、建築実施設計や土質調査、用地造成の設計等に要する費用を措置しております。

都市計画復興推進費においては、防災集団移転事業及び復興土地区画整理事業に係る基本調査や区画整理計画策定等に要する費用を措置するものであります。

消防費関係については、有事における消防団員の非常連絡手段の確保対策として、国

の3次補正の消防団安全対策整備補助を活用し、携帯型簡易無線機120台を配備する費用を措置するものであります。

教育費関係では、震災復興交付金事業を活用し、各種復興まちづくり事業の着手に当たり、埋蔵文化財の分布状況等を事前に把握するための試掘に要する費用を措置するものであります。

災害復旧費については、大震災により被災した公共土木施設のうち、補助事業に該当しなかった32路線70か所を単独災害復旧事業として実施するために要する費用を追加するとともに、磯浜漁港南護岸の仮堤防、大型道路の一部が流出したため、その応急復旧に要する費用を措置するものであります。

諸支出金については、年明けから本格的な生活再建のための資金として災害援護貸付金の申請が急増し、既定予算に不足が生じる見込みであることから、追加するものであります。

なお、債務負担行為につきましては、復興交付金事業計画に基づく町民バス運行業務やバス購入に要する経費、被災地コミュニティ復興支援業務委託経費及び山元町地域サポートセンター事業業務委託経費についてそれぞれ期間及び限度額を定めるものであります。

以上、歳出予算の主な内容についてご説明申し上げましたが、これに見合う財源としては、国・県支出金では、震災復興交付金、国の3次補正に伴う各補助金等及び震災復興特別交付税を充てるものであり、最終的な財源調整を財政調整基金取り崩しの減をもって調整した結果、今回の補正額は167億8,000万円を追加し、総額373億4,861万9,000円とするものであります。

次に、新規条例議案及び一部改正条例議案についてご説明申し上げます。

議案第1号山元町東日本大震災復興交付金基金条例につきましては、復興交付税の有効活用を図るため提案するものであります。

また、議案第2号山元町職員定数条例の一部を改正する条例及び議案第3号山元町副町長定数条例の一部を改正する条例につきましては、東日本大震災に伴う復旧・復興業務に係る組織体制の整備強化を図るため、改正するものであります。

議案第4号山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例及び議案第5号山元町教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例につきましても、東日本大震災に伴う復旧・復興業務に係る組織体制の整備強化等を図るため、副町長及び教育長の給与抑制率を改めるものであります。

次に、本日お配りした議決議案についてご説明申し上げます。

議案第7号については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、工事請負契約の締結について議会の議決を求めるものであります。

以上、平成24年第1回山元町議会臨時会に提出しております議案の概要についてご説明申し上げましたが、各議案の詳細につきましては、さらに関係課長等に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）以上で、提出議案の説明を終わります。

---

議長（阿部 均君）日程第4．承認第1号を議題とします。

課長から説明を求めます。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。承認第1号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案を朗読いたします。

平成23年度山元町一般会計補正予算を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

平成24年2月8日提出者山元町長齋藤俊夫。

2枚めくっていただきまして、平成23年度山元町一般会計補正予算・専決第3号。平成23年度山元町の一般会計補正予算・専決第3号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ29万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ305億7,022万4,000円とする。…以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありませんか。

13番（後藤正幸君）はい。みんなに説明を受けた範囲ですと、内容が明確ではありません。要するに町長説明では民有地の瓦れきの撤去作業中、個人の資産に損害を与えたというように説明はされていますが、明確ではありませんので、もっと見えるように説明してください。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。本件は東日本大震災におきます津波被害の復旧工事といたしまして、瓦れき撤去作業を牛橋地内で行っておりました。宅地及び農地内での重機を用いた作業を行っておりましたが、個人財産を損傷、廃棄されたとして町民の方から損害に対する慰謝料等の請求事件として仙台簡易裁判所の方に提出されたものでございます。町の方で瓦れき撤去作業を発注しており、その施工時に施工者であります請負業者さんと施工者と、地権者の方が打ち合わせを行って進めてまいったわけなんです。その打ち合わせの段階で十分な連絡、あるいは調整が図られていなかったということから、このような調停が提出されたという状況でございます。以上でございます。

13番（後藤正幸君）はい。ですと、入札か何かで請負業者が落札して作業をなされたものと私は解釈いたしましたが、そういった場合は町の責任は全く免れるとは思いませんが、業者の責任上そういうことが発生したんじゃないかと思うんですが、いかがなんでしょうか。まだ訴訟中とは言いながら、お聞かせ願いたい。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。ただいまの質問の点につきましては、まだ方向性がはっきりいたしておりませんので、回答につきましては控えさせていただきたいと思っております。

議長（阿部 均君）ほかに質疑ありませんか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。済みません、補足をさせていただきます。

町と地権者の方という関係ではなく、請負業者さんと三者のもとで今後話し合いを進めていくということになります。基本的には業者さんの方に今後話し合いを進めていくような段取りとなっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

11番（伊藤隆幸君）はい。今の話で理解をしたわけですがけれども、ちなみに個人財産って何の部分指すんですか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。庭木とか、あとは畑の作物等でございます。以上でございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

1 番（青田和夫君）はい。今の説明を聞いてわからないのがあるんですけども、町と地権者と業者ということなんですけれども、そもそも協議内容がきちんとされていればこういう結果は出ないと思うんですよ。ということは、例えばですよ、課長が部下に話をする、もしくは業者に話をする、または地権者に話をする。それがきちんとコミュニケーションとれていればこういう問題は起きないと思うんですよ。それが不備な点があるためにこういう問題が出てくる。そこの辺をちょっとお伺いします。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。施工内容につきましては、町の方から施工業者さんに指示をいたしまして、事前に地権者の方と立ち会い、撤去する部分を明確にした打ち合わせを行った上で実施をするという方法で進めるよう指導しておりましたが、地権者さんと打ち合わせを行ったとおり、現場で実施されていなかったという状況がございます。そのような点で現在地権者さんからの提起がございます。（「聞こえない」の声あり）

議長（阿部 均君）もう少し声を大きくはっきりお願いします。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。繰り返させていただきます。

町の方で施工業者さんに事前に移動する、撤去するものを明確にするよう指示を行っており、地権者と打ち合わせを行った上で実施するよう進めておるところ、施工業者の方で打ち合わせをした結果と違う形で物を動かしてしまったというのがございました。その点で地権者からの問題を提起されておるところでございます。

1 番（青田和夫君）はい。事前に業者に指示をして、地権者と打ち合わせをしてやってきたと、そういう説明ですけども、業者に発注して、そしてその後地権者と業者が話し合いをする、そこはわかるんです。その前に町で発注した者が確認のことを全然行っていない。私はそここのところがちょっと腑に落ちなかったんですけども、発注するとききちんとした確認をして、それから工事請負費に着手するというのが普通ではないのかなと思っているんですけども、その発注後のまちづくりの確認はどうなっているのか、その辺ちょっとお伺いします。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。発注する際におきましては、工事の事前の立ち会い等を実施して、その指示内容等に基づいて施工を進めておるところでございます。

1 番（青田和夫君）はい。あのね、指示内容にということじゃなくて、指示した後のきちんとした確認をしているのかと聞いているんで、例えばですよ、仮設住宅のやつ、話飛びますけれども、仮設のやつで発注しました。それっきりですよ。確認していない。だから、これも同じ、その確認をしているのかどうかおれ今聞いただけです。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。発注時におきましては、現地を確認の上、事業を進めておりますので、その町としての指示等は行っております。さらに、事業完了後、工事完了後は町の方でも立ち会いをしてご確認をいたしております。（「後で直接聞きます」の声あり）

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

10 番（岩佐 隆君）はい。今の説明の中で入札をして発注をすると。その段階で具体的に町として瓦れき、宅地の解体の部分で今のお話のように、実際には請け負った業者と、あと町側と、あと地権者と、そういった形で内容とか、あるいは面積とか確認をしながら最終的に業者が解体するという形の手順になっていると思うんですよ。ところが、今話を聞くと、町で最初発注した中で立ち会って、地権者と三者で話し合いを持つ場面があった

のかどうか、そういう形でないと後で問題が出てくるのは当然だと思うんですよ。私がかような形でお話しするのは、これからも解体の業務まだ残っているので、かような形をきちっとしておかないとだめだと思うので、では、課長にお伺いします。

その三者の立ち会いの中できちんと面積とか、あと手順とか、あるいは内容とかきちんと確認なさっているのかどうか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。現在、地権者の方に連絡等を取りまして、日程を調整して、いついつ何時ということ立ち会いをいただき、町と施工する業者さんと立ち会って進めて、完了後にもまた地権者の方に立ち会いをいただき確認をして、完了の確認等しておる業務内容で進めております。

10番（岩佐 隆君）はい。そういう形であれば、かような問題は起こらないんでないかと思うんですけども、実際に起こっているというのは、原因が何なのか、先ほどのお話だと業者と地権者のお話し合いがなされなかったという、確認のお話し合いがなされなかったという部分もお話として聞くわけですけども、今課長が答弁した内容だと、もかような問題は起きないんですけども、その辺がちょっとわからない部分なので教えてもらいたいと思うんですけども、あくまでも業者が地権者ときちっとした話し合いをしていなかった、かようなお話なのか。先ほどの前段のお話だと、三者できちっと話をしていると、かような形で解体の作業をしているんだかようなお話なんですよ。その部分どうなのか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。現場での確認を行った際に、動かすべきものではないものを施工時に動かしてしまったかという事例が今回の件でございます。

10番（岩佐 隆君）はい。そうであれば、三者で一応確認して、例えば内容的に露地かというんですか、そのかこのところの部分動かすはずでなかったやつを業者が勝手に動かしたかかことで考えていいのかな、今のお話だと。一応三者での確認の中では動かさなくていいと、かような確認したやつを業者が勝手に動かしたかかということなのかな。

災害復旧室長（庄司正一君）はい、議長。今回の案件につきましては、先ほど岩佐議員がおっしゃるとおり、業者、町側、地権者、三者立ち会いの上確認をした上で対応するかかようなふうな手順で行ってございました。たまたま業者の立ち会った者が、オペレーターの方に一部その旨を伝えるかかできていなかったかかということから起きた案件でございます。通常であれば、施工前と施工後におきましては同じかかような状況の立ち会いを行うかかというのが基本でございますので、その基本を業者の方で一部誤った対応をしたかかということから起こった内容でございますので、この案件についてはオペレーターと立ち会い者の行き違いがあったかかということでご理解を賜りたいかかというふうに思います。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい。そうすると、町側で発注したものであっても、業者が地権者のお話をきちっと聞かないで対応したかかということなので、これからかかどのような形になるかわからないですけども、調停の中でその地権者の訴えが認められるかかということになると、町側の対応かかというよりは業者の対応かかという形の中身になるかかかどうか、まだ結論にならない段階ですけども、その辺については今の見通しでかかどうなのか、ひとつお伺いしたい。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。現在のところはまだ第1回目の調停を行った時点でございます。方向性かかというのはまだはっきり申し上げる段階ではございませんので、よろしくお願ひ申し上げます。

10番（岩佐 隆君）はい。ただ、限りなく町側の落ち度かかというよりは業者の落ち度かかという部分に

近いので、その辺はこれから係争の中で具体的に決まってくると思うんです。ただ、問題なのは、被災した皆さんがいろいろ町がかかわった事業をやる中で、やはり信頼、信用してやっていると思うんですよ。そういった部分で、そういうお願いした町民の皆さんが後で嫌な思いをする、そういった形では私は絶対困ると思うんですよ。ですから、業者と町と、あるいはその他の町民の皆さんときちっとした形で、先ほど同僚議員もお話ししたように、最初の打ち合わせ、あるいは最後の打ち合わせ、あるいは途中の町での管理、きちっとしながらやるべきだと思いますので、その面十分に担当課で頭に入れ対応していただきたいと思います。以上です。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

6番（遠藤龍之君）はい。業者への指導というのはどうなっているのか、どういう形で行われているのかをお聞きします。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。瓦れきの撤去の作業に入る際に、施工業者さんと打ち合わせをして、施工する範囲等を示してその中で事前の立ち会い、あと地権者への連絡、そういったことを徹底するように連絡を、説明を申し上げ、瓦れきの撤去を実施しておるところでございます。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい。その際の指導の中身なんですが、今の話を聞いていますと、当然その現場には監督置いておかななくてはならないと思うんですが、その辺はこの場面においてはどういうことだったのかお伺いします。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。現場におきましては、撤去作業時は町の職員が立ち会いはしておりませんでした。失礼いたしました。現場の代理人等が作業の立ち会いをしておる状況です。

6番（遠藤龍之君）はい。普通こういうとどこにでも現場あると思うんだけど、その現場監督が全体責任を負って工事を進めているというふうに私は思っているんですが、その際のそうした配置等々もその指導の中で徹底されているのかどうかということを実は聞きたかったんですが、というふうになってくると、今回の瓦れき撤去、家屋解体撤去の作業を始める際に、その仕様なりマニュアルなりを業者に指導する際の根拠となるものがちゃんと用意されて、それに基づいて指導方針の徹底をされていたのか、その辺を特に確認します。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。工事の施工につきましては、仕様書等に基づいて指導をさせていただいております。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。じゃあ、その仕様内容についてはここでいうとまたいろいろあるから後で私確認したいと思うんですが、その際の方針の徹底の際に、これはどういう形で徹底されたか。個々の業者その都度やってきたのか、それとも、一堂に集めて、まだ工事始まる前に全業者集めてこういう仕様で、こういうルールで、取り決めで対応してくださいというような場面があったかどうか、あるいはそうではなくて、その都度個々の業者にその仕様をもとに方針を徹底して、そして作業をさせたのか、その辺の状況についてお伺いします。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。全体の場での説明と、個別の説明を行っております。両方やっております。

議長（阿部 均君）ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから承認第1号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

---

議長（阿部 均君）日程第5. 議案第1号を議題とします。

課長から提案理由の説明を求めます。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。それでは、議案第1号山元町東日本大震災復興交付金基金条例についてご説明申し上げます。

前もって配布資料のNo.1でご説明申し上げます。

条例の概要でございますけれども、東日本大震災復興特別区域法に規定する本町の復興交付金事業等を実施するに当たり、その財源として一括交付される復興交付金、国庫支出金を受け入れ、弾力的な事業展開を図るため、地方自治法第241条第1項に基づき提案するものでございます。

1番、制定内容でございますけれども、山元町東日本大震災復興交付金基金の設置及び管理処分等に関する規定を定めるものでございます。…以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありますか。

7番（齋藤慶治君）はい。2点だけ確認というか、質疑したいと思います。

第1点は、第5条と第6条、先ほど企画財政課長が言ったように矛盾しないのか、ちょっとこの、例えば第5条の現金を一時歳計現金に繰り替えて運用、繰り替え運用の関係で、全く目的によって交付事業にだけ使うというんなら問題ないんですが、何かこの5条を見ると、先ほどの弾力的な中ではそうでもないような運用の仕方でもできるというような読み方ができて、6条では先ほど言ったように目的以外は使わないというような感じでこの5条、6条がうたっているのが何となく矛盾はしないのかどうかというのが第1点と、あと第3条の方の第2項の方の有価証券の関係、もっとも確実かつ有利な有価証券にかえることができる。これはするしないはまた別問題だと言われれば別ですが、こういう交付金で平成27年度までと明確に期限がうたっている中で、あえてこういう文言を入れた根拠、何となくもう国債買ったって危ないんだから、そのまま有価証券なんて入れないで現金で、従来の基金の運用の中でもう十分で、あえて有価証券なんていうことを入れた何か目的があるのかどうか、その2点だけお伺いいたします。

企画財政課長（寺島一夫君）はい。1点目の5条と6条の関係でございますけれども、一応取り崩して財源としてあたって使ってしまうという部分については、この交付金事業だけにな



っています。ただ、一時的に自治体の確実な繰戻しをすることを確実にさせて、一借的に使うという部分については認められておりますので、この部分については矛盾はいたしません。

それから、3条の2項の関係の有価証券ですけれども、これについては現実には平成23年から27年までの5か年の管理になりますけれども、今可能性的にはできるということで、実質的にはなかなか難しい現状にありますけれども、ただし、この条例の各条項については、先ほど申し上げましたように基金造成型を選択する自治体については、準則で全くこの条文どおりのもので規定するよというのがきていまして、その中で国で示されたまま、そのままほかの条例と全く変わらない中でオッケーだということなものですから、これを遵守して提案しておりますので、ご理解をいただければと思います。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。再度確認だけします。

国の指針としては一借も認めているというような内容で、町の今からいろいろな運営の中では、そこから一時借りるということも国の指針の中では認めているというふうに理解してよろしいでしょうか、その点だけ確認いたします。今後いろいろな運営の中でそういう事例が出てくると思いますので、その点だけ再度確認しておきます。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。そのように理解していただいて結構だと思います。

議長（阿部 均君）ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第1号山元町東日本大震災復興交付金基金条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩いたします。再開は11時といたします。

午前10時50分 休憩

---

午前11時00分 再開

議長（阿部 均君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部 均君）日程第6. 議案第2号を議題とします。

課長から提案理由の説明を求めます。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。それでは、議案第2号山元町職員定数条例の一部を改正する条例につきまして、お手元にお配りの配布資料No.2に沿ってご説明をさせていただきます。

す。

東日本大震災に伴う復旧・復興業務に係る組織体制の整備強化を図るため、地方自治法第252条の17の規定に基づく派遣職員を受け入れるに当たり、職員定数の増員改正を行うものでございます。

具体の改正内容でございますが、お手元の資料の表中、職員定数減、減については現在の定数と、新については新たな定数というふうなことでご理解をいただきたいと存じます。

現在の定数につきましては210名、これを総数250名に40名増員改正をするというふうなことでございます。さらに、部局ごとの改正の状況でございますが、町長事務部局につきましては、148名定数のところを193名に、教育委員会事務部局につきましては46名を38名に、…以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありませんか。

10番（岩佐 隆君）はい。この条例の中で、今説明受けて40人ふやすという形ですけれども、実際にこの組織も含めて多分見直す形にはなったと思うんですけれども、今の想定される組織の中で、実際にどういう形でこの定員の張りつきを考えていくのか。この部局ではわかるんですけれども、例えば組織の部分でどういう形とか、実際に今の各課に増員をするという形なのか。今までのお話の中では、別な組織というお話もあったし、あるいは足りない部分で各課からある程度どのくらい必要なのかと、そういう部分で出させていただいて、ある程度の定員の考え方にしたとか、いろいろお話は聞くわけですけれども、実際に今回の条例提案の中でどういう考え方の中で増員という部分を考えていくのか、大きな趣旨的にはわかるんですけれども、教えていただきたいと思います。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。お尋ねの件でございますけれども、現在過去の行革努力もあって、現在につきましては総数で171名というふうなことでございます。これらの部分については通常時におけるぎりぎりの執行体制というふうなことであったと。これが今後国の第3次補正等も含めて復興関係のハード事業が相当のボリュームで、しかも高難度のものが相当数執行していかざるを得ないという状況の中での職員体制の確保というふうなことを第一義的に想定してございまして、これらの職員数の確保に向けては、各関係自治体に対し総務省等を通じて派遣要請をし、現在鋭意職員数の確保に取り組んでいるところでございますが、現段階におきましては、必ずしもその派遣要請の確たる数字が示されてきていない実状にございます。

今現在ははっきりしておるところでは、総務省ルート並びに宮城県派遣、そしてまた、札幌、横浜、こういった関係自治体からの派遣についてはある程度の数字は示されておりますが、今後なお増員が予測されるという状況にございます。したがって、人数的な部分については現段階では確定ではないということが一つあります。

それと、今度はどの部局を改正していくのかというふうなものの考え方でございますけれども、冒頭申し上げましたように震災復興関係事業、とりわけ防災集団移転であったり、災害公営住宅、そしてJRの問題等々、ハード部門を中心に事業が想定されるということでございますので、現段階においては、職員定数をベースにした形の組み立てというふうなものはまだ確立はされておりませんが、考え方は、このハード部門を中心にした形の充実強化というふうなものを第一義的に考える必要があるだろうというふう

な理解で検討しておるといふうなところがございます。

なお、各課の部分については、通常事務に加え、災害関連事務での事務事業も増嵩しているという実情にかんがみながら、全体的に均衡を確保しつつ、当然業務量等も勘案しながらの組み立てになるというふうなことでご理解をいただければというふうに存じます。

10番(岩佐 隆君) はい、議長。今までの説明の中でもあったわけですがけれども、3次補正予算、あるいは復興関連の事業、膨大な事業もあると。その事業をある程度8年という年数の中で実施するためにマンパワーが必要だと。ただ、そういう中身はわかるんですけども、ただ実際に、例えば事業の中で具体的に今、課長がお話しした例えば復興事業、あるいは高難度の事業、そういった形で例えば今特定してお話しありましたけれども、実際にその事業でどのくらいの人数が必要なのかとか、あるいは具体的に事務事業で本当にどのくらい必要なのか、そういう部分が本当はある程度精査されながら進んでいくべきだとは思うんですけども、今の中で、今の時点でこの改正の条例、実際に39名の枠はあるんですよ、まだね。

今お話ししたように171人から、例えば210人考えると39人、枠内ですと。それをやっぱりふやすという形になれば、その部分で事業でこのくらい、実際に179事業で3,600億円以上のその事業を達成するために、各事業の中でこのくらい人数が必要だという形の考え方で、ある程度人数定員、条例定数の改正にいくのか、それとも、先ほど言ったように全体のやっぱり各課からの要望の中で、例えば今までの復興をするためにいろいろな形で大変な思いを職員がしてきていると。

町長の説明の中にもあったんですけども、それを補てんしたり、あるいは補完するためにふやして、そして全体の定数の改正を図っていくのか、その部分がなかなか実際に事業量で見るのか、あるいは今までの定数の考え方で実際に各課で配置した部分、それを各課からの要望で出していくのか、それも両方だと思うんですけども、具体的にその部分で課長今お話しした中で、どちらに比重を置いて組織をどういう形でいくのかというある程度の方向づけも私は必要だと思うんです、組織の改正の、今回の定数改正の中で。それが出てこないの、具体的にそういう部分の考え方があるのであれば説明をしていただきたいなと思うんですけども。

総務課長(島田忠哉君) はい、議長。若干こまい話になって恐縮でございますけれども、現在の職員171名につきましては、行政職が128名、残り43名については保育士、労務職、運転手、給食従事員、用務員、こういった内訳でございます。こういった中で事務事業を執行していくというふうなことになりますと、通常時の128名体制というふうなことになります。これが今後の震災復興関連事務事業に係る各課の方の現在の職員体制では十分に体制確保ができないと。よって、見込まれる事業に対する職員の派遣要請部分については85名の要請を受けているというふうな状況でございます。

したがって、単純に現在の172名にこの85名を加えただけでも250名を超えるというふうなことでございまして、この85名の内訳につきましては、またこまい数字の羅列で恐縮でございます。事務職32名、建築職10名、土木職21名、用地職8名、その他電気設備とか環境職とか、こういった内訳で85名というふうなことでございまして、これが必ずしも職員数マンパワーの確保に向けて、町長初め、関係自治体の方に働きかけをいただいて確保努力をしていただいておりますが、必

ずしも100パーセント補充確保は難しいだろうと。

とりわけ技術職員については被災自治体ひとしくマンパワーを必要としている状況、それに対して派遣する側の自治体においても大変厳しい状況にあるというふうなことでございますので、この派遣を受ける山元町においてこの職種の内容内訳、これがある程度見えてこないという問題が現実ございますので、その辺等の状況を把握しつつ実態に即した形の組織づくりというふうなことを念頭に検討しているところでございますので、こういった状況もありますことをお含みおきの上、ご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。ある程度要望の中で確保する人数を定数とする、そういう考え方であると。そういう部分でお伺いしたわけですがけれども、本来ですとこの復興事業179事業、3,600億円、そういった部分、各課である程度こまかく精査しながら事業を一一としてお出ししているという形で復興計画にまとめているわけですので、その事業に応じて職員の数、具体的に今までの人数と、あるいは復興事業の関連で必要だと、そういう形の数と私は足して全体の今回の条例の枠内でおさめるという形が望ましいのかなと思うので、その部分で今のお話を聞くとなかなか事業を進めるための人数なり、あるいはその人数の中での職種、それについてもなかなか今町の中では出しにくい、あるいはほかからマンパワーの確保として必要なそういった人たちがどのくらい来るかわからないという部分での、ある程度特定もできないという形なので、非常に不透明な部分がこれからその人数、例えば定数条例で確保した人数を張りつける中でも非常に不透明な部分があるという形だと思うんですけども、町長はどういったお考えがあるのか、その辺についてお伺いできればと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。お答えいたします。組織体制の整備の関係でございますが、基本的には今総務課長がお話し申し上げた基本になるというふうに考えてございます。大きな復旧・復興に向けて必要な体制を確保しなくちゃならないと。特に、我が町に一番必要なのは、やはり区画整理、集団移転等、これまで経験したことのない大きな事業をスピード感を持って推進できる復興体制というふうなことだろうというふうに考えてございます。問題は、岩佐議員ご指摘のように、どういう視点、観点から定数を積み上げ整理していくのかということだろうというふうに思いますが、この復興期間における特殊事業といえますか、そういうものがまず大きな要素を占めるのかなというふうには思っております。

それに加えて、先ほどご質疑いただいたように、通常ベースの中でも、この震災後少ない体制でのやりくりをしながら数回にわたる人事異動もしてきました。その中でも多少の各課での業務の分担のばらつきといいますか、偏りといいますか、そういうものも出てきているのも実態でございますので、そういうことも勘案しながらこれを積み上げていく中で各課から85名というふうな数字が出てきたということでございます。これを一つのベースとして県を通じて全国、あるいは国の方にご要望申し上げる、そしてまた、私としてもいろいろな関係を最大限に駆使しながらその努力に至っているところでございます。

総務課長申し上げましたけれども、必ずしもこの各自治体、国の方でも行革進んでおりますので、こちらへの応援、そういうものが期待しているそのままにはなかなか得ない側面もあろうかというふうに思います。その部分については、12月に議会でご

理解をいただきました任期付職員の採用枠とか、あるいは再任用制度の具体的な運用というふうなことで85名との差を少しでも埋められるような、そういう努力もしていかななくてはならないのかなというふうに思っているところでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。それでは、この条例提案の考え方の中で、実際に人件費の関係で具体的に今お話聞くと、なかなか派遣とか、あるいは再任用とか、いろいろ雇用の考え方あると思うんですけれども、ただ、計画の中でどのくらいの人件費、事業についての持ち出しもありますから、いろいろ、なかなか言えない部分もあると思うんですけれども、多分財政課の中で試算している部分があると思うんですよね。どのくらい持ち出すと、人件費の部分でね。その辺について具体的にこの条例提案の中での裏づけとしての人件費の関係、まるっきり事業でやるから持ち出ししないで済むとか、いろいろ話はあると思うので、財政課長の方からお話をお伺いしたいなと思います。

総務課長（島田忠哉君）はい。財政課長にお尋ねということでございますが、派遣職員に係る人件費というふうなことで、私の方から回答させていただければというふうに存じます。

派遣職員の場合の総数がはっきり確保されていないという部分で、総額の部分については現段階でお示しはできかねますが、なお派遣職員に係る人件費につきましては、まずモデル例といいますか、標準的な事例をもってお話をさせていただきたいと。派遣期間を1年間というふうにした場合における給料であったり、扶養手当であったり、住宅手当、こういったもので見ていったときに、まず班長級の職員、山元町の職員でいった場合に40代ぐらいになりますが、1人当たりで600万円弱というふうなことでございます。そして、この財源の部分の手当の部分でございますけれども、平成23年度については特別交付税で措置されると。

なお、平成24年度以降についてはというふうな部分についても、先般総務省の方のお話ですと、特別交付税によって措置する方向で現在事務を進めているというふうなことをお伺いしておるところでございます。したがって、一般財源というふうな部分については問題はないだろうというふうな理解をしておるところでございます。

10番（岩佐 隆君）はい。今の答弁だと次年度の特別交付税で措置されると。その増員になった部分についてはという形でいいのか、このあくまでも派遣のこの職員に関してという形でとらえていいのかどうか。全体の中では再任用とか、いろいろな今回の定数の考え方で条例定数を改正するという案だとお話は伺っていたんですけれども、派遣職員だけの定数の増の考え方でこの定員の人数の増の分考えていったらいいのかどうか一つと、あとやはり実際に先ほどお話のように、どのくらい必要だからどのくらい確保すると、どういう事業に人数をどのくらいという形で、ある程度方向づけができないと、いた人数でやっていくという形でしかなか今のお話だととらえることができないんですよ。その部分についてどうお考えになっているのか、やっぱりこのくらいの事業をして、このくらい事業費だからこのくらい的人数が必要なんだと。担当課で今何ぼしてもできないから今回条例改正するんだと、そういうお話で私はとらえているんですけれども、その辺がなかなか伝わってこない部分があるので、説明をしていただきたいなと思うんですけれども、今の人件費関係も含めて。

総務課長（島田忠哉君）はい。お尋ねの1点目の部分でございますけれども、自治法派遣というふうなもの、出張というふうなことの派遣形態というものがございまして、出張の関係については派遣元の方でかかる経費を支弁し、それを当該自治体の方で交付税請求とい

いますか、申請をするというふうなことでの財源の手当というふうなものもごございます。

あと実際の所要人数の積み上げの関係でございませけれども、その先ほどお話しさせていただきまして85名というふうな数をお示しした部分については、これは各課の事務事業をベースにして、さらに復興関連事務事業の増嵩分を勘案した形の所要人数というふうなものの積み上げた結果が85名というふうなことではございますので、これが本来的には充足できればマンパワーの確保というふうな部分は現段階においてはできるのではないかと。

ただし、確保がなかなか難しい状況にあるというふうな部分については、先ほどお話をさせていただいたとおりでございますので、現段階における積み上げというふうなものについては85名、それに現有人員の171名を合わせた251名を現段階における所要人数と、所要見込み人数というふうなことでの算定になっておりますので、ご理解をいただければというふうに存じます。

10番（岩佐 隆君）はい。課長の説明の中で、具体的に各課からの積み上げ、先ほども質疑重複する部分もあるんですけども、事業自体である程度各課で積み上げて、それを人数を出したわけでないということなんだよね、そうすると。今までの全体の定数の中で事務事業、あるいはこれからの事業含めて、各課でどのくらい必要なんだと、そういう形で要望を受けて一応今回の定数の中に入れたということなんですよね。

ですから、私が話ししているのは、実際に事業をどのくらいやって、各課でどのくらいの事業をやると、それでどのくらい必要なんだと、そこから始まっていかないと、定数の積み上げができないんでないかということで、私は何回もお話ししているんですけども、ただ、定数の確保がなかなかできない中で、具体的にそこまで積み上げていないんだと、そういうお話なのかどうか、何回も確認しているんでね。

総務課長（島田忠哉君）はい。例えば防災集団移転の事務事業、こういったものをとらえたときに、面的な分での整備はもちろん、その前段に係る用地取得の問題、これに付随するもろもろの事務、さらにはこれに係るハード事業の整備というふうなことは、ざっと考えただけでもこのような事業の必要な種別といたしますか、それが何棟できるのかとか、その具体の部分の数、当然その前提となる地権者の合意を得られる部分、そういった部分を確保しながら走らざるを得ないというふうな部分もございませので、そういった個々の問題を理想とすればきちんと把握をした上で、これに所要人数何名というふうな算定のもとに、結果合計何名というふうにお示しできれば、これは議員さんのご理解もいただけるのかなというふうに思いますけれども、現段階においてはそこまでの内容での精査確認ができていないのも実情でございませし、これは例えばの事例で、お話ししたのがこの事例でございませけれども、こういった従来経験のない災害復旧に向けた新たな事業と、当然これに伴う法手続もございませし、関係自治体等の機関、関係自治体や機関との協議調整、こういった部分についても現段階における具体の把握というふうなものは、現実的には難しいといたしますか、そこまで至っていないという状況にもございませ。

したがって、想定される事務事業について現在における見込みでの数の算出に基づく条例定数の改正とならざるを得ないという部分については、特段のご理解をいただかざるを得ないというふうなことではございませので、よろしくお願い申し上げたいというふうな存じます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。何でそういう形で何回もお話するかというと、きょう仙台市の

予算出ていました。復興関連も含めて膨大な予算ですけれども、その中でやはり仙台市であっても結局自主財源なり、あるいは財源不足するようなおそれがあると。そういう形できょう新聞記事載っていましたが、その中で、事務事業をきちっと精査しながら歳出の削減をするんだと、そういう形できちんと仙台市長も言っていました。

ですから、我々の自治体山元町、規模は仙台市から見ると大分小さいんですけども、やはりできる形で一生懸命やりながら事務事業をきちんと見直しして、最終的に人件費の削減含めて全体の効率をよくするという努力も私は必要だと思うので、その辺ぜひ定数は定数であっても、実際に実施する中で具体的に必要な人数、どのくらい人数実際に事務事業で必要なのか、その辺も精査しながら、最小限の人数の中で具体的にどのくらいの事業をやれるのか判断をして、今回の条例の定数の考え方として、基本として考えていただければと思いますので。

町長（齋藤俊夫君）はい。今、岩佐議員からご指摘いただいたような、どういう場面であっても一定の努力、それに向かう努力は欠かせないというふうなご指摘ちょうだいいたしました。基本的に全くそのとおりでろうというふうに思うわけでございます。

ただ、ここでご理解賜りたいのは、今回補正予算でお願いしている68億円も含めまして、予算規模だけでは483億円になると、これまで171名体制でもって年間100億円を復興してきたというふうな状況もございます。そして、先ほど申し上げましたように大変な大事業がこの8年間控えておると。そしてまた、私どもが経験したことのない業務が目白押しだと、課題山積だというふうなことも一方でご理解をいただく中で、この組織定数というのをきちんと少しでも精査をしながらやっていかななくてはならない、そういう側面を大切にしないといけないということはおもってもございますが、何せ集団移転事業にしても、先ほど総務課長申し上げましたように、意向調査を確認しながら、いわば走りながら物事を進めざるを得ないという、ある意味そういう事業が大半でございますので、努力をするという一方で、そういう状況にもあるというふうなこともぜひご理解を賜ればありがたいというふうに思うところでございます。

議長（阿部均君）ほかに質疑はありませんか。

2番（岩佐哲也君）はい。ただいま岩佐隆議員、同僚議員から質問がありました。私も全く同感でありまして、この人数が出てきた背景には、もちろん復興計画の中でどれも後でもいいということはないと思うので、その中でも優先順位があると思う。そうすると、この部分ではどうしてもこういう人数が足りないからこうするんだという、いわゆる目的達成のためには人、もちろん人を動かすためには組織という、もちろんその相関関係があると思いますが、組織なくして人員計画が出てくるというのは、ちょっと私にはなかなか理解しがたい。ぜひとも今やりとりの中で非常にまだ忙しくてできなかったということですが、復興計画の目的をいち早く達成するためにも、ぜひともその組織体制を考えて、そこにどういう人員を配置するか、区画整理、あるいは法的な交渉をする、いろいろな仕事の専門家が必要だと。

そういったことでのこの人数が出てきたのかなと思いましたが、どうもそうでもなかったということで、現在171名ということですが、必ずしも85名でなくても、あるいはそれ以上かかるかもしれませんが、もう一度そういったことも含めて見直す必要があるんじゃないかということ、まず提言としておきたいと思いますが、これは先ほど来やりとりありましたので、別な角度からちょっと申し上げますと、この210名の定

員数というのは、山元町の職員定数条例の上限として設けられていると思うんですが、この中には派遣職員とか臨時職員は一切入っていない数字の210という前提のはずなんです。したがって、今171名のほかに実態では何名おられるのか、臨時職員も派遣職員も含めて、正職員は171名、実際167名で県の方が4名入っているんだと思うんですが、そのプラス実際何名で行っているんですか、教えていただきたい。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。岩佐哲也議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在職員については山元町職員プラスただいまご質問の中にありましたけれども、県からの派遣の4名の方を含めると、山元町職員としては171名というようなのが現在でございます。これにお尋ねの部分の自治法派遣、これが11名おられます。さらには同じ災害関係の支援のための出張派遣扱いの職員が9名、合わせて派遣関係については20名ほどおります。さらに、事務の補助としての緊急雇用等によって採用している職員が13名ほどございますので、すべて含めた現在の人員については、臨時職員含めて204名体制というふうなことで、現在事務執行に当たっているという状況でございます。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。今204名で行われているということですが、それプラス多少臨時で一時的なスポット60名ぐらいあるというふうにも聞いておりますが、今現在町では任期雇用制度を含めて、あとは専門職11名募集されていますね。それプラス任期雇用という形、あるいは臨時という形で132名募集されていますね、4月1日採用ということで募集、公募されていますよね。これをそのとおりは来られるかどうかわかりませんが、来られたとしますと、全体の職員が350、60名ぐらいになるという計算になるんですが、いわゆる目的達成のための全体の数字をどうとらえていて85名というふうに出てきているのか、その辺の絡みをちょっと教えてください。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。ただいまお話しした中での204名について若干注釈をつけ加えさせていただきますけれども、定数に含まれるのは自治法派遣職員ですね、出張とか臨時職員については定数には含まれないというふうなことでございます。それと、ただいまのご質問の中で、任期付採用も含めた臨時雇用的なそういったもろもろのことを含めたお話もございましたけれども、350名云々というふうな部分でとらえるのではなくて、実際の事務事業執行に当たる部分というふうになりますと、先ほど来お話しさせていただいております需要見込みとしては、250名定数をというふうなのは現段階の見込みでございますので、その他の臨時さん方については、この震災復興事務に直接従事というふうな部分は、その割合的には非常に少ないんじゃないかというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。実際の運営面ではそういうことになろうと思うんですが、そういうことからしても、そういう臨時であろうとも人件費、要は町でも払う、あるいは人事管理もしなければならぬ。事何かあれば町としても全く責任がないわけではないわけで、そういった意味では、組織をきちんとしてそういう管理をして、最小の費用で最大の効果といいますか、もっとも効果の上がるような体制をぜひともつくって復興計画の実施に当たっていただきたいと。

それと、もう一つは、岩佐 隆議員もお尋ねあったようですけれども、財政とのバランスですね。いわゆるそういったことについては財政シミュレーションというのをぜひ示していただきたいなど。当然そういう計画といいますか、見通しも必要ではないかと



思いますので、その辺も恐らくすぐには今難しいんだろうと思うんですが、問題提起としてさせていただきたいと思います。と同時に、やはりもう一度確認申し上げますけれども、あくまでも基本の170名、第4次、第5次計画でも適正化計画では平成22年度は172名、平成27年度では170名というのが基本ベースにあるので、これはやはりどんな状態であろうとも行革という視点は忘れてはならないのではないかと思います。

それに関してもう1点申し上げますと、平成24年度には指定管理者でいろいろな部分を、例えば中央公民館であるとか、少年の森であるとか、資料館だとか、あるいは体育館ですか、そういったものを出すという計画になっているはずですから、そういった意味も含めて、現在ある職員さんを有効に復興の方に仕事をしていただくためにも、極力外部に出せるものはどんどん出して委託されるということも、人員との絡みも含めまして再度確認で、復興計画、第4次計画に入っていた第5次計画の2月の時点でできたものには入っていたはずですから、そういうことも改めてもう一度見直していただければということで、提案といいますか、問題提起しておきたいと思います。よろしく願います。

町長（齋藤俊夫君）はい。もとより我々地方自治体の基本は住民福祉の増進に努めると。そしてまた、最小の経費で最大の効果を上げるというふうなことが求められるわけでございます。そしてまた、この組織につきましても、常に組織及び運営の合理化に努めると。そして規模の適正化を図らなければならないというふうなことを、これは肝に銘じまして、そういう中で事務なり、事業の運営がこの簡潔かつ効率的なものにしなければならないというような、この基本視点をやはり大事にしていかななくてはならないだろうというふうに思うわけでございます。

ただ、なかなか大変大きな災害を受けた中で大分、おかげさまで町は落ち着きを取り戻しつつあるというものの、なかなかまだ本格的な復旧・復興に向けてこれからというふうな状況の中でも、今たしかきょう現在で29名のマンパワーのご支援を、全国からのご支援を受けて今の業務を執行しているわけでございます。これから8年間続くであろう膨大な事務事業、これをどういう形で適正規模として計算するのかというのは、最大限努力いたしますけれども、大変難しい側面もございます。余り私は他の自治体の予算なり人員規模という話をどうかなというふうに思っておったんですが、参考までにご紹介させていただきます。

白石市の普通会計150億円でございます。普通会計部門に占める平成22年のスタッフと職員は327名でございます。それから角田市さん、115億円、平成21年の職員数が257人、岩沼市さん、133億円でございまして、職員数は普通会計ですと平成22年で330名というふうな規模でございます。これも一つの参考にしていただければなというふうに思っているところでございます。いずれ先ほど申した中での基本的な原理原則を忘れないでやっていきたいというふうに思っているところでございます。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。最後に一つだけ、申しわけありません。先ほど総務省やら、その他横浜含めて各県に人員の派遣というような協力をお願いしたいというお話でございました。たまたま今月の3日ですか、国土交通省で自治体職員160名を被災地に派遣しますよと。これは専門職ですね。区画整理やら高台移転、あるいは不動産管理、そういったものを含めた専門職を派遣しますよと。さらに、書いてあることは、派遣元の自治体が費用を全額負担して、いわゆる派遣されたあれの方ではその分の費用負担は要ら

ないですよというようなことが、2月3日に国土交通省まちづくり支援ということで決まりましたということで、これは新聞に載っていましたが、こういったことの活用は検討されたのかどうか、あるいは多分これ応募大分集中しているのではないかという感じもするんですが、我が町では、山元町ではその手を挙げてぜひということにされているのかどうかちょっとお伺いしたい。有効に活用すべきだと思うんですけどもね。

総務課長（島田忠哉君）はい。自治体への人的派遣について、先ほど総務省ルートの要請の関係と宮城県の部分を事例にとってお話をさせていただいたところでございますが、ただいま岩佐議員さんのご指摘のような視点で、専門職的な道の国からの派遣というふうなものを念頭に置いておまして、国土交通省ルートでの要請については現在8名ほど要請させていただいておりますが、これも必ずしも国土交通省からの派遣になるのか、また調整の中で大都市の方からの派遣になるのかというふうな部分はまだ明確には示されておりませんが、国土交通省ルートでの要望も出しておるというふうなことでございますので、よろしくお伺いしたいというふうに思います。

議長（阿部均君）ほかに質疑ありませんか。

6番（遠藤龍之君）はい。定数を考える際に、その考え方を中心に、この間の取り組まれてきた行政改革、あるいは集中改革プラン等々進めてきたところだと思いますが、そして先ほど来、その結果ぎりぎりの執行ということで、171名で事務の執行を進めているというようなお話もあったんですが、その辺についてどのように総括なされて、あるいは今回それらがどのように生かされているのかお伺いいたします。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。大変厳しいご質問だなということでちょっとあれなんですけど、過去を振り返ったときに、従前においては条例定数210名の中で、平成17年度ぐらいいまだったかと思いますが、職員の現員数については205名前後で推移してきたと。それが先の亘理町との合併協議の中で時期尚早というふうなことで、合併が先送りになったというふうなこともございます。

その前段に、まず地方自治体、地方交付税の削減等を初めとする自民党政権下における三位一体の改革、これらを要因とし、依存財源のほとんどに財源を求める山元町にとっても、そういった依存財源が三位一体の改革の名のもとに削減されるというふうなことにおいて、山元町の存続が危ぶまれると。よって、その視点において行革努力の中で、単に住民負担を求めるのを優先するのではなくて、内部にその活路を見出そうという発想のもとに人件費の削減というふうなことに取り組んできた経緯がございまして、それが170名に至って今日にきておるというふうなことでございます。

これは震災のない通常の場合で、ぎりぎりの中で、これの人件費40名ぐらいの削減による削減効果というのは2億円ぐらい発生しているんだろうというふうに思っておりますけれども、そういった部分を人件費を削減し、住民サービスの低下を招かないようにというふうなことでの考え方で継続してきて、それが去る3月11日の大震災によってとんでもない被害をこうむってしまったというふうなことでございます。

したがって、通常時における170名というふうな考え方が今後も継続できるのかというふうな部分については、その精神は十分大事にしながらといいますか、経費の削減、効率よい行政運営という視点は当然今後も持ちつつも、一刻も早い町の復興・復旧というふうなことも町の将来、存続にかかわる問題であるということでございますので、その行革を通じた中での行革効果というふうな部分を決してむだにすることなく、その精

神を今後も持ち続けながら組織体制を整え、山元町の一刻も早い復興に結びつけていくべきものというふうなことで、職員一丸となってこれに向かっておるといふような状況でございますので、ご理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

6番（遠藤龍之君）はい。そういう効果を確認したかったんですが、相当行革の中には経費削減ということもあります。機能の強化といいますか、充実といいますか、縦横フラット化等々の表現を使って、立てられなくて足りない分は横の人たちの協力も得ながらというようなことで対応してくると。そういうことで行政の後退を招かないというようなことで対応されてきたと。それらが効果の部分になるのかなというふうには受け止めておりますが、そして、そうした効果のもとに171名体制でも十分とは言えませんが、ぎりぎりという表現ですが、それで震災前は対応してきたということで、今のお話を聞く限り、聞けば相当そういう意味では職員の皆さん鍛えられてこられたのかなというふうには受け止めるわけでありまして。

そして、その後、震災起きて急変、その中でこの中でも170名の体制で対応されてこられたんですが、その後、さらにそうした体制でもっと効果を上げようということが目的かと思われるんですが、その際、何か月かにわたって人事異動をされて機能の強化・充実ということで対応しようということかというふうには受け止めているわけですが、その辺の効果については町長どのように受け止めておられるかお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。限られたこの職員体制で大震災後膨大な事務事業をこれまで対応してきたという状況でございますが、こういう中で体調を崩す人間もございました。あるいはまた、復興計画をいち早く策定しなくてはならないというふうな新たな需要、対応も迫られておりましたので、私としては限られた体制の中でやはりその時々課題に的確に対応できるような人員のシフト、移動を数回実施してきたところでございます。できればそれぞれの部署には、その部署により精通した人間を長く配置するというのも一つの手でございますけれども、やはりこういう混乱したときには、その混乱を乗り越えるための的確な人事配置というのも一方では欠かせない問題だろうと、対処の仕方だろうというふうには思っているところでございます。

今お願いしている定数の関係につきましても、先ほど来から議員からもいろいろとご指摘いただいているような側面を大事にしながら、やはり大事業を的確に、スムーズに大成できる組織の再編というものを今後念頭に入れておりますので、ぜひこの定数についてもご理解を賜ればありがたいというふうには思っているところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。私定数につきましては特に異論は持っていないんですが、必要な部署には当然必要な体制で臨むと、しかも一日も早いということを考えるならば、それは当然そうしたところに帰結するわけですが、内容にもよりますが。しかし、同時に現在ある機能も十分果たせるような体制をとることも重要だと。その際には職員の意思、意欲、そういったものも十分求められてくると。人数ばりふえても、働かないと言ったらおかしいんだけど、十分働くことができない組織体制、あるいは環境ということであれば、その辺はただふやすのが、では正解なのかというふうな話にもなりますので、そういう意味で私は今伺っているわけですが、そうした観点から見ると、私はその人事異動に果たして効果があったのかなと。外部から見るとそのようには見えないなど。この話するとまた長くなりますので、その辺では意見が違ふと、立場が違ふと、見方が違ふということ指摘しておきながら、今回のこの定数を決めるときにどのような機関が

どのような責任を持ってお決めになったのかをお伺いします。どのような機関。

町長（齋藤俊夫君）はい。基本的には総務課を中心に、あるいは復興推進課、まちづくり課、復旧室の方で中心になっての問題点の把握、整理をしながら今構築してきた、あるいは次のステップの組織再編に向けて構築しつつあるというふうな状況でございます。

6番（遠藤龍之君）はい。ちょっと質問に答えてない。すると、正式な機関で決めたと、今の話からすると、正式な機関で全体の中で決められたということではないというふうな受け止めかたでよろしいのか。

町長（齋藤俊夫君）はい。今お答えしたのは中心的な部分をご紹介申し上げましたけれども、当然要所、要所で例えば課長会議等の中で必要な体制の整備について問題提起をし、あるいは問題を集約しながら今日に至っているというふうなことでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。今、課長会議というお話が出ましたが、ずっと疑問というか、まだ私の頭の中で整理されていない部分なんです、震災当初、災害対策本部というのがあって、そこで対応してきたと、もろもろの対策。今現在もそれがいいのかどうか。あるいはそれにかわるものが、本部会議という言葉がよく聞くんですが、その辺をちょっと整理していただいた上で伺いたいたいです、確認した上で。この定数問題決めるというのは、ただ数を決めるということではなくて、今後の5年、10年といえますか、当面するのに必要な事業を対応する、させなくてはならないということで定数を決めると思うんですよね。

というのは、その前に重大なそういったものの問題分析というか、事業を確認して、先ほど来そういうことだと思んですが、先ほど来ですけれども、ですから、そういう重要なものですから、もう本当に町の最高決定機関でこういったものは決められなくてはならないというふうに受け止めているわけですが、ですから、その意思決定の最高機関というのは、今じゃあどこになって、どういう形になっているのか、それも含めて、そしてそういう機関でこういうことが決められると、わかるように最終的に決まったのはどういう機関で、どういう内容で、そしてこういうところでこの250と決まったんですよと、その辺の流れについて伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。今の災害対策本部は11月7日付で廃止している形になりますので、連絡調整会議というふうなことで、いわゆる課長会議でございますね。ここの中で先ほど来申し上げているような話を詰めてきているというふうな状況で、そういう中で最終的な確認をしながらきょうに臨んできているということでございます。

6番（遠藤龍之君）はい。その連絡調整機関というのが最高の意思決定機関ということになると思いますが、という位置づけでいいのかどうか。そこにすべて含まれていると、もう対策から何から含まれているということ受け止めていいのかどうか確認します。

町長（齋藤俊夫君）はい。連絡調整会議につきましては、通常の連絡調整に加えまして復旧と復興に分けまして、頭出しをしながら毎週開催をしてきているというふうな状況でございますので、町の最高の意思決定機関はその場面になるというふうに理解しております。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。その最高の意思決定機関の中で今の結論が出たというふうな受け止めていいんですね、まず確認。

町長（齋藤俊夫君）はい。そういうことでご理解をいただきたいと思えます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そうすると、そこに参加されている課長の皆さんもそのような受け止め方だというふうに今後受け止めておきます。仮にこの体制ができたときに、その

対応はどうか、その派遣された職員さんの位置づけ、経済面というか、財政的な面ということではなくて、勝手に言うと現地の職員が派遣された職員に使われるような形になるのか、現地の職員が派遣された職員の皆さんを指示してそういう体系になるのか、その辺をどのように考えているか。当然もうそういうのはあるかと思いますが。

町長（齋藤俊夫君）はい。パターンとしては2通りあろうかというふうに思います。直接その復興業務でない部署、例えば町民生活課とか、税務部門であるとか、大半の課におきましては、いわゆる担当スタッフとして応援をいただくというふうな形、それからもう一つは、復興関係につきましては、応援いただくスタッフを中心に町職員をそこにミックスしまして一体となってやっていただくと。ある意味陣頭指揮の方は応援してくださるマンパワーを念頭に入れて、今後の組織再編をせざるを得ないのかなというふうに考えているところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい。派遣される職員の皆さんは、それなり技術職員とか等々、当然その方面についてはもうプロの方たちであるというのは十分わかるわけですが、実際に具体的に仕事をするのは当然この現地職員、とりわけ先ほど来、名前が出ている、事業名が出ているのでは区画整理事業、あるいはJR、この土地にうんと関係する直接そういう現実的な現場での仕事が求められているんですね。その辺をどのように、その辺非常に微妙なというか、デリケートなというふうなことになるのか、その辺今後対策を、事業を進めていく上で、この辺を本当に重要な部分だと私は受け止めます。

ですから、人いっぱいふやしても機能できないのであれば事業が遅れる、その辺を含めたこの対策・対応がこの定数管理の中でも求められてくるんですが、その辺を十分に審議というか、議論し合って検討して出てきた最終的な数字であれば、非常に不安も懸念もなく結論出せるんですが、その辺が今までの話、私が経験、見聞きしている中ではなかなか不安、懸念が消えないというのも意思決定機関が連絡調整会議ということであれば、話を聞いている上では本当にそこが意思決定機関だったのかなとちょっと心配する面もあるんですが、そういう背景も1人だけ受けているものもいるということも今後、これはこの定数については、これは法令上決めなくてはならない。私はちょっと知識が浅くて何も定数決めなくても応援してくれるという人がどんどんもらって対応すればいいのかなと思ったら、ある人から聞けばそれはちゃんと決まっていることなんだと、定数を決めないとだめなんだということもあわせ聞いたものですから、ですから、それはもうこれを変えなければ次の仕事に移れないということも事実でありましょうから、その辺は当然認めるということになるのかなと。しかしながら、仕事を進めていくときには十分に今まで出てきたようなことを頭に入れながら進めていただきたいということをして述べて質問は終わりますが、しかし、これを決めなくてはいけない。ただ、実際に動いていくときには本当に慎重にやっていただきたいということをして述べて終わります。

町長（齋藤俊夫君）はい。遠藤議員のご指摘を真摯に受け止めて対応していかなくてはならないというふうに思います。先ほどの答弁の中で少し補足させていただきたい点もございます。たしかにこの定数のこれを検討、詰める制度の問題という部分については、具体的に課の再編、組織の再編というふうなことまで十分に意識してどういうふうな人員の組み合わせ、特に応援職員との組み合わせ、各課ごとにきっちり精査をしてというふうな部分のところは、これからの次のステップの組織再編に向けてさらに制度を高めていかなくてはならないというふうな、そういう段階でございます。

少なくとも応援職員だけで一つの課なり室なりを構成して、あと仕事が終わったからはい、ご苦労さんでしたということではいい仕事ではないというふうに思っております。やはりまちづくりはそこに住む、あるいは地元の職員が継続した対応をする中でいままちづくりができるわけでございますので、遠藤議員ご指摘のように、その課の中で地元の職員と応援してくださる職員がうまく融合しながら、その地域の実情に合った仕事をし、まちづくりをしなくてはならないと。そこは絶対忘れてならない視点だろうというふうに思っておりますので、今後の具体の組織再編に向けて、そういう視点、観点で進めてまいりたいというふうに思います。

議長（阿部 均君）ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第2号山元町職員定数条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

この際、暫時休憩といたします。再開は1時30分といたします。

午後0時09分 休憩

---

午後1時30分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部 均君）日程第7. 議案第3号を議題とします。

課長から提案理由の説明を求めます。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。それでは、議案第3号山元町副町長定数条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

説明に当たりましては、配布資料のNo.3、これをお手元にお開きをいただきたいと存じます。これに沿って説明をさせていただきます。

改正の理由でございますけれども、東日本大震災に伴う復旧・復興業務に迅速かつ的確に対応するため、副町長の定数を2人に改正し、体制の整備強化を図るものでございます。

改正内容につきましては、繰り返しになりますが、副町長の定数を1名から2名に増員というふうなことでございます。

なお、施行期日は本年の4月1日から施行するというふうなことでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありませんか。

8番（佐藤智之君）はい。今回提案されております副町長2人制ということで、当然震災復興に伴う迅速かつ的確に対応するためとしておりますけれども、それぞれの仕事のエリア、分担といいますか、その辺の区分け等についてどのようにお考えなのか。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。副町長2名体制というふうなことになることになったときの意思決定におけるスムーズな決定、こういったものを念頭に置いた場合におきましては、業務分担多人制というふうな中での副町長の職責を期待されておるところでございます。この部分につきましては、従前の組織機能を震災復興に対応するための充実強化というふうなことで、これに係る業務量増嵩分につきましては、再三にわたってお話をさせていただいておりますけれども、震災復興絡みのハード事業がメインになってくると。

しかも、それは法手続も含めてもろもろ広範多岐に、しかも専門性、特殊性、こういったものが期待される業務が増嵩するというふうなことにおける副町長の負担分担ということ念頭に置いた場合には、これら震災復興関連業務と、あとは従前の業務というふうな大きくくりでの現段階において想定されている部分については、このような考え方に立つものでございます。

なお、詳細につきましては、今後さらに精査検討していくということが求められるだろうというふうに理解しておるところでございます。

8番（佐藤智之君）はい、議長。今総務課長からの答弁いただきましたけれども、当然仕事の分量としては震災復興、こちらにどうしても比重がかかるんではないかと思われませんが、その辺の両副町長の分担、その辺の中身についてしっかりとやっていかないと片方に偏る。そういうことはないと思っておりますけれども、その辺についての基本的な考え方、町長に。

町長（齋藤俊夫君）はい。副町長2人制の場合の業務の分担のありようということでございますが、基本的には震災復興をメインにした業務を、特に技術的な観点での業務をお願いをしたいというふうに考えております。具体的には、また後ほどの改めての議会にお願いすることになるその組織再編の中の課の再編、これにもよるわけでございますけれども、震災復興課なり、あるいは震災復興課をもう少し再編する、そういう担当セクション、あるいは今のまちづくり課なり、あるいは復旧室、あるいは上下水道の事業所の関係とか、そういう部分を一義的に対応をお願いをしていきたいというふうなことで考えております。

4番（菊地八朗君）はい。まず、町長に聞きますけれども、従来の、従前の業務、そして復興に対応する専門職の業務ということで2人制という回答をもらいましたけれども、それはまずこの人材登用をどのようなところから、どういう対応を考えておられるか、まず。

町長（齋藤俊夫君）はい。人材につきましては、これからの町の復興業務の内容を勘案したときには、今まで町が経験したことのない業務でございますので、あるいはこれまでの復興構想の取りまとめに際していろいろとご説明させていただいたとおり、町の区画整理、集団移転を中心としたまちづくり、JRとの関係もでございます。あるいは直接ではございませんけれども、町の中で3、500億円にも及ぶ復興期間内の膨大な事務事業ですね、大前提になる防潮堤、そしてまた防災緑地、県道等ともろもろございまして、相当

な事業が展開されるということでございますので、そういう点でトータルにマネジメントしていただける人材をこの機会、国の方からぜひ割愛をお願いしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

4番（菊地八朗君）はい。まず、今答弁によると、一つは国からということなんですけれども、まずこれに関する前に、今残っているこの震災時においたときに、復興室を立ち上げてまいりましたが、この復興室のときに町長は、地域の町民の方々から役場に来て、聞いてもどこか顔わからない、この人だと。この対応についての今までの流れを聞いて、ああ、やはり県の出張所だというようなうわさは耳にはしたことはあると思いますが、あるかないか。

町長（齋藤俊夫君）はい。たしか――の、震災後の特別委員会なり等々含めたこの場でもそうしたお話をちょっとご指摘いただいた場面もあったのかなというふうに思っております。

4番（菊地八朗君）はい。やはりそういうこともあったなど。で、やはり迅速かつこの復興業務に対応するというところで国からと、一つはわかりました。そして、二つ目として、2人目として、やはりこの地域性をわかる、やはり地域性が今後この復興に対してもいろいろな土壌だ、地域性が非常に問われると思いますので、やはりそこの登用の中で地域の十分な地域からの登用ということは考えておりますか、どうですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。私はこれまで平時とこの有事といいますか、緊急事態といいますか、その状況を見据えて、町の体制整備をしながら懸案課題に的確に対応できる体制を構築すべきだろうというふうに思います。本来であれば、言うまでもなく地域はやっぱり地域の、ここに住んでいる皆さんが手を携えてまちづくりをするというのが、これはもう理想、大原則でございます。しかし、前段申し上げましたように、その時々町の実情、実態に即してその辺をやっていきませんと、なかなか限りある体制、あるいは国でやる人的資源の中で、やはりこれまで経験のしたことのない大変なまちづくりでございますので、その辺もやはりにらんで体制整備をしていく必要があるのかなというふうに考えているところでございます。

4番（菊地八朗君）はい、議長。ですから、やはりこの提案理由にもありますように、迅速かつ的確にという面から言って、やはり今後地権者の同意、そういうものは非常に問われる時期だと思いますので、やはり地権者の同意、そしてその町民の同意を得るためには、やはり地域の人に、そういう方をぜひ入れて今までにはなかったいろいろなうわさも、先ほど耳にしたということもありますけれども、やはり国とのつながり、そして横の連携も大事ですし、それもわかりますけれども、やはりその中の2人の中の1人は地域から地域の復興、一日も早い復旧をするためには、地権者の同意というのが非常に大事だと思いますので、その辺を配慮して、やっぱりその辺を配慮する考えを改めて聞きます。

町長（齋藤俊夫君）はい。もろもろの課題が山積しているわけございまして、そのうちの一つが、特に集団移転なりJRの早期復旧開通というふうなことを考えたときには、用地の取得、買収というのが大変大きなポイントになるわけでございますが、それについては必ずしも副町長との関係でこの問題を整理する必要性は必ずしもないんじゃないかなと。私はいろいろ先ほどの定数の関係もございましてけれども、例えば町のOBの方々に、例えば非常勤、嘱託というような形で、今後用地買収の関係なんかでご尽力いただけるような、そういうふうな方向性もちょっと今模索したいなというふうに考えておりますので、用地については、また用地は用地のための必要な人材を私は得てまいりたいなとい



うふうに考えているところでございます。

4 番（菊地八朗君）はい。今用地取得と、そういうことも配慮して考えるということもありました。ぜひこの先ほどの議案の人員増員から、そういうこともあって、本当の連携というのはスピード感を持ってやはり復旧をするためには、町民との連携、そして地権者との連携は必要なもので、ぜひご配慮くださるよう、そして配慮してもらおうということ、2人制も必要だということ認めながらも、やはり地域の連携を大事にするということ、で終わります。

議 長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

9 番（岩佐 豊君）はい。今同僚議員からもいろいろお話しありました。町長はこれまでも「チーム山元」を表題にやっているわけですが、今のお話ですと、どうも国、県、そちらの方からお招きをするのかなというふうにとりました。確かに専門的なことも必要ですから、それは一部分はわかるころではありますが、やはり「チーム山元」を考えたときに、まずまちづくりを考えたときに、町民の声を十分に尊重できる、選択できる声をできるような体制というのは絶対に必要だと私は思います。それで、やはり専門職1人と私は本当に地元のことが顔も見えるような、そんな人がもう1人の片方となって本当のまちづくりができるのかなと、そんなふうに思います。その辺町長どのようなお考えですか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。私就任して一昨年の10月から、ここに座っている平間副町長を県の方からお迎えして今日に至っているわけでございますけれども、この大変な山元町の難局を私は大変実によくサポートして補佐してもらっているのかなと、そういうふう感謝しているところでございます。あるべき姿については、議員諸氏と全く同じだというふう私思っているわけでございますけれども、やはりその場面、場面に応じてその辺はやはり人材を得ながらやっていきませんと、特に大きな今回の大震災による今までの課題に加えての大震災の課題は、なかなか対応は厳しいところがあるのかなというふう思っておりますので、やはりここ一定の期間は外から人材を得ながら、スピード感のある復旧・復興に取り組んでいくべきだろうと、こういうふうな考えを持っているところでございます。

9 番（岩佐 豊君）はい。少々言葉足らずで失礼いたしました。これまでの平間副町長には本当に私は大活躍の副町長であったなど。ましてやはり町長をサポートして、余り…。大変失礼しました。ごめんなさいね。それで、そういう本当に難しい難局に町長をサポートして、私は本当に十分な活躍があったと、そんなふうに思っています。その辺言葉足りなくて大変失礼しました。

本当にまちづくりに大事なものは、こういう災害時だろうが何だろうが、やはり町民の意向というものを十分に加味して、把握してやっていかなければ、これは将来に、後々にやはり何かの問題を残すのかなと、そのように私は危惧しております。今町長からも再三言われています、専門性ね。確かにそれもわかります。ただ、片一方においてはその専門のスペシャリスト、それで私は結構だと思います。あともう片方の方には、それも含めた町長との兼ね合いも含めた、やはり本当のそういう、うまく間を取り持っていただけのような、この町の姿も見ながら、そういうことが可能な人材を選ぶべきだと私は再度思いますので、町長もう一度答えをお願いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。岩佐議員のお考えも私は十分に理解するつもりでございます。やはり

一定の復興の道筋がついた段階で、その辺を改めてそのありようを再検討しても遅くないんじゃないかなというふうに思うところでございます。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。町長、全く今が大事だと私は思います。ある程度物事が進んでからという話ではないと私は思います。最も大事な今基本のところに差しかかっていると私は思います。ぜひやはり町民のこういった声があるということ認識しながら、この2人制をぜひ進めてほしい。そうでなければ、やはり危惧される、心配されることが私は現実起こり得るのかなと、そんなふうに思っています。ですから、まちづくりの本当の根幹になるところを忘れずに進めてほしい、そのように思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。ご指摘の部分を大事にしながら、副町長にも、そしてまた、それをサポートしてもらう幹部職員である各課長の理解、協力もいただきながら、少しでも顔の見える関係でのこの町政運営に努めてまいりたいというふうに思いますので、ぜひご理解賜りたいというふうに思います。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

12番（佐山富崇君）はい。先ほどからの質疑、皆さんの、同僚議員からの質疑伺ってしまして、一々一々な質疑かなと思っていました。それで、総務課長及び町長からの答弁ありましたけれども、何か事務分掌もまだはっきりしない、それから、当然先ほどの議案にもありましたが、一時ふさぎで――に触れるのもいかがと思いますが、若干申し上げさせていただければ、職員定数条例の一部を改正するものもまだ精査できていない。何ら精査もできていなくてばつっ、ばつっと大まかなところで私ども議会にかけます。

しかも、私どもにその話、先ほどの条例にしる、今回の条例改正にしる、先月でしたか、先月の30日の特別委員会にちらりと町長から話が出て、そしてあとは6日の全員協議会には、町長は都合というか、出張がありまして副町長並びに総務課長から話があったように聞いておりますが、いずれも明確なお話でも何でもなくて提案されていると。6日の全員協議会から言えば、まだ2日目ですか、そんなところで議決せいというふうに私どもの議会に毎回かかるわけですよ。その辺はいかがなものかなと思いますが、改めて事務分掌についてお聞きします。

町長（齋藤俊夫君）はい。事務分掌につきましては、先ほどもお答えさせていただきましたとおり、復興業務をメインとした技術的な観点でのマネジメントというふうなことを考えておりますので、いわゆる技術全般面というふうな、そういう業務での束ね役を期待したいというふうなことでございます。

12番（佐山富崇君）はい。まず、確認いたします、ただいまの答弁から。そうすると、復興技術面の副町長とそれ以外の副町長と、こういうふうに理解していいものかどうかをまずお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。新たに予定しているこの副町長の事務分掌については、基本的にそういうことでございますけれども、またその技術的な点というふうなことで、ちょっと誤解があるかもしれませんので、補足させていただければ、要は復興、あるいは復旧を中心としたところの業務については、一義的に業務を所管をしていただくというふうなことでご理解をいただければというふうに思います。

12番（佐山富崇君）はい。今ちょっと私理解しにくかったので、改めてお伺いします。ちょっとわからなかったんです。

私が質疑しましたのは、技術的な面と復興面については1人の副町長と、そのほかは

別な副町長と、こういうふうに理解していいかどうかということを確認したいんですが、改めてお伺いします。わからなかったものですから、町長の話が。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほども同僚議員にお答えしましたように、これからの組織再編の中で復興にかかわる、あるいは復旧にかかわる、あるいは事業にかかわる上下水道事業所とか、そういうセクションを担当をしていただける方と、それからもう1人は総務なり、町民生活課で復興・復旧関連以外の業務を所管していただける副町長というふうな形でご理解をいただきたいというふうに思います。

12番（佐山富崇君）はい。では、私の質問した内容で大体おおむね了と、大体その辺だというふうなふうに理解をいたしました。それはそれで結構でございますが、そういうことであって、ただ事務組織、役場組織も先ほども出ました定数条例の変更でも、改正でもまだ事務組織もできてないという中でのそういうふうなざっぴとした、大ざっぱな事務分掌ですよ。それはそれで先ほどは終わったわけですから、議案は。それはやむを得ないとしても、まだはっきりしないということは明確ですわな。改めてお聞きします。

ということであって、まず副町長2人制ということになれば、序列が必要なのかなと思います。序列はどのようになりますか。

町長（齋藤俊夫君）はい。第1順位、第2順位というふうなことを考えておまして、いわゆる総務なり、庶務なり、体制なりを担当していただける方を第1順位と、いわゆる新たに増をお願いする2人目の方については第2順位というふうなことで考えてございます。

12番（佐山富崇君）はい。ということは、先ほど来から出ていました人選というか、人材の活用につきまして、それと照らし合わせますと、国から連れてくるのは技術復興畑分野であると、県から引っ張ってくるのは第1序列としてそのほかの担当する部長級を連れてくるんだと、こういうふうにももちろん今の副町長も含めてでしょうけれども、まだいらっしやいますからね。そういうふう理解していいんですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。具体の人事とも絡む案件でございますけれども、基本的には先ほど岩佐議員にもお答えしたとおり、当面この難局を乗り切る体制の考え方としてはそういうことで考えたいというふうに思っております。

12番（佐山富崇君）はい。もう1回確認します。ちょっと町長は私の聞いたこととそのままストレートに答えてほしいんですが、違うんですよ。角度ちょっと変えて斜にお答えになりますので。つまり県庁から来る者を技術復興以外の副町長として第1位副町長とし、国から来る技術畑の副町長は第2位とすると、序列は。そういうふう理解していいんですかということ、まずそれでいいんだか、悪いんだかだけをお聞きします。

町長（齋藤俊夫君）はい。基本的にそういうふうにご理解いただきたいというふうに思います。

12番（佐山富崇君）はい。わかりました。つまりはやっぱり第1位の副町長が職務執行代理になり得ると、こういうことですか。はい。で、改めてもう一度お伺いします。

できれば地元で明るい、県庁からでなく、役場OBとか、あるいは現職の役場職員とか、あるいは議会OBとか、その辺のところは今後考えられるかどうかだけお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。それは十分考えられるというふうに思いますが、あくまでもこの復旧・復興の状況、これによるんじゃないかと。やはり一定の方向性、道筋がついたタイミングを見定めながら、その辺の対応方、また再構築していく必要があるというふうに理解しております。

12番（佐山富崇君）はい。考えられますが、「ます」で終わるんだかと思ったら、「が」とつきまして、しかも今までにない経験則のない状況であると、有事であると。戦時下であると、例えばね。戦争というか、そういうふうなことから言えば平時ではないんだと、戦時下であると。こういうことであるから、地元の者は使わないと、国と県から連れてくるんだと、こういうふうに今の答弁は理解したんですが、それでよろしいでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。その場の状況に応じてふさわしい人材を求めていきたいというふうに考えております。

12番（佐山富崇君）はい。ですから、斜に構えられてお答えになられると困るんですよ。真っ正面にお答えいただきたいの。私は真っ正面にお聞きしているわけですからね。ですから、わかります。前置き言ったでしょう。今は戦時下であると、平時じゃないから、やっぱり国、県からなのかと。そうだか、そうでないかをお答えいただければいいんですよ。

町長（齋藤俊夫君）はい。その件については、先ほどお答えしたとおりでございまして、そういう方向で当面考えたいというふうに思います。（「わかりました、了解」の声あり）

議長（阿部均君）ほかに質疑はありませんか。

10番（岩佐隆君）はい。今回の提案について、2人制、今同僚議員がいろいろ質問をした中で、きちっと体制の整備がされていない中で考えていると。ただ、町長の今の答弁から見ると、トータル的なマネジメントをする人材、それを副町長として考えていくんだというお話ですけれども、今まで本当に震災からここまで約1年近くの中で、私は町長も副町長も立派に、そういう部分では組織を動かしながら実際にこの行政の難局乗り越えてきていると、そういうふうな形で思う人たちもいると思うんですよ。ですから、これからあのくらい厳しい時代、あるいは厳しい途中を乗り越えてきて、これからは幾ら業務量が多いといっても、やっぱり有事のそういった緊急的な部分でない部分で、本当にある程度の時間があって、それで事業量、あるいは予算もきちきちっと各課で精査しながら、人員もふやして、そしていくという形の体制をつくって、その中で組織体制考えれば、私は本当に2人制が必要なのかどうか非常に疑問を感じるわけです。

先ほど言ったように、町長が復興・復旧のために実際に国からの事業を具体的に進めるために、技術面とか含めて必要だという形であれば、本当に副町長1人でなく、そういう人材1人で十分対応できると思うんですよ。そこも考えないで、今回条例の中で2人制という形が非常に私は疑問を感じるわけで、それでこの副町長を2人にするによってどのくらいの町の財政支出があるのか。あと財源の手当がそれに応じてあるのかどうか、その辺についてまず最初にご答弁いただきたい。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。具体的の金額個々にというのはなかなかあれなんですけれども、副町長職としての現在の条例上からはじき出される数字としては、給料、通勤手当で、これに期末手当、こういったものが加わって年額というふうな形になりますが、約900万円ぐらいというふうなことでございます。その財源の関係でございましてけれども、基本的には一般財源の中での対応というふうなことでございます。

10番（岩佐隆君）はい。これから次の議案ありますけれども、それで例えば10パーセント上積みして戻したときにどのくらいの金額になるのか、それもあわせてお願いします。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。給料で、条例でいったときに本俸については63万7,000円でございまして、これが15パーセントカットで54万1,000円、これを5パーセントにというふうに仮に仮定したときには60万5,000円ほどにというふうな

ことの給料月額でございますので、基本的にこれを1.2倍して、あと1.95か月部分をプラスすれば年額というふうなことでございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

10番（岩佐 隆君）はい。今の説明の中で、900万円1人かかると。そして、今までは900万円で済んだんですけれども、2人制にすると1,800万円、これが一般財源からの持ち出しだという形になるわけですよね。それで、実際に今までいろいろな話の中で、具体的に例えば国から出向してそういう形で2人制にするということと、あと今もう1人の人も県から持ってくるんだと、そういう部分で、例えば今回の任期切れも含めて国で本当に今回の復興事業の中でトータルマネジメントをする人、私は町長なり副町長がきちっとそういう形でやってもらえればもう1人ふやす必要ないという立場なんですけれども、ただ、今お話の中で出てきたように年額900万円かかるということと、あと今前段でお話しした組織体制の整備の中で復旧・復興の業務をするという形ですけれども、これ今まで全体の組織の中でどう考えていくかはこれからだというお話ですけれども、例えば復興課長、あるいは復興課でやってきた事業も、それを細分化させるような形の多分組織になるのかなと思うんですけれども、そういう形であれば、副町長2人制でなくても、例えば部長制できちっとそういう形で職員をふやした形で、上の副町長1人ふやさなくても十分組織の中で、あるいは体制の中で工夫していけばより機能的に私は復興事業を進めていけると思うんですよ。そのために、先ほど議員が全会一致で定数の条例見直しのやつ認めているわけですから、それについてお考えをお聞きしたいと思います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。大変な最中の組織のありようということについては、いろいろな側面から考えていかななくてはならないのかなというふうに思っております。今、岩佐議員から今の復興推進課を少し細分化してというふうなお話でございましたが、先ほどもお答えしましたように、基本的には組織再編についての方向性は、そういうふうな今の復興推進課を業務内容に応じて細分化していくというふうなことが、これ基本になるかどうかというふうに思います。

ただ、内容的に区画整理事業というのは、町の職員ではこれまで経験何もしておりませんし、うちの復興推進課長もなかなかそういう業務まで精通しているというふうな状況でもございませんので、必ずしもこれからの組織再編の中で予定されている時期までに集団移転なり、区画整理なり、あるいはJRとの調整といろいろなことをスピーディーにやっていくための人材というふうなのは、単に課をふやすということも必要でございます。それぞれ分担をして都市計画の決定とか、あるいは用地の関係とか、あるいは換地の関係とか、それは必要なんでございますけれども、やはりふえるであろう課を、先ほど言った事業部門、技術部門をそれをまた全体として一定の年、経験なり、能力のある人材にトータル的にコーディネートしていただくというふうなことであり、大変そこにスムーズな展開が期待できるのかなというふうに思うところでございます。

やはりもち屋はもち屋といいますか、そういうものを最大限に駆使していきませんと、なかなか時間ばかりかかって町民の皆さん、あるいは議会の皆さんの期待にこたえかねるような状況では困りますので、私としてはこういう体制整備避けて通れないのかなというふうに考えてございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。そういう形の事業を進めていくという形で、実際に今の復興課、

あるいは細分化された組織、きちっとした体制をつくれれば、私は技術面の副町長、どこまでトータルコーディネート、町長が言うトータルマネジメント、どういうところを指してトータルマネジメントと言うかわからないけれども、最終的な意思決定機関の組織の中で意思決定はやはり町長がすべきだし、それをサポートするのが副町長であるので、技術面で例えばトータルマネジメント、それは例えばその担当部局の課長で十分だと思うんですよ。

だから、その辺が町長と私の認識の違いなんですけれども、そここのところはやはりきちっと組織の体制の中で、私は今からつくる形で今まで定数の面でも、今この条例の中でも、議案第3号の中でもお話しいただいているので、つくってあるわけではないですよ、今からつくるわけですから、そういうことも含めてきちっと体制的に技術面で、例えば今町長が言われるように、一つの例で区画整備事業、これを進めるためにきちっと課長なり、あるいはそれをサポートするような人たちがその組織の中に、体制の中に入ってやれば、私は十分できると思いますし、最終的には町長が判断してトータルマネジメントという形で考えて、最終的に結論出せば私はいいと思うんですよ。

それが今までも町長、副町長の役割であると思うので、それを2人制にする形が私はずっと例えばさっきの話でないけれども、ずっと続くものではないという部分で考えたときに、この時点、やはり町長、副町長に一踏ん張りも二踏ん張りもしてもらって、この組織と体制の整備の中できちっと対応すべきでないかと、そういうような思いするので、それが私は町長、実質考えていただきたいこの組織体制づくりの一つの大きな考え方だと思うんですよ、1人ふやすというよりは。その辺について答弁いただきます。

町長（齋藤俊夫君）はい。これも先ほど来からの定数の中でも披瀝してきたように、これまで山元町、台風も避けて通るような、あるいはちょっとした風水害程度の被害規模、そしてまた予算的に見ても建設経費が6億円から7億円前後というふうな中で、やはり職員の皆様にはその平時における活躍をしてきていただけるだろうというふうに思います。これまで経験したことのない集団移転とか区画整理、これを時間をかけて平時のようなスピードでやれるのであれば私も、一日も早い復旧・復興というふうなことになるかと、それなりに人材を得ながらやっていきたいと思いますと、なかなか私だけでも、あるいは1人の副町長だけではなかなか厳しい側面が多々あるだろうというふうに想定しているところでございます。

これまで何とか課長初め職員、そしてまた全国からのマンパワーのご支援をいただく中で、何とかここまで歯を食いしばってやってきましたけれども、今のこのままの状態で行きますと、職員の健康管理も含めてなかなか厳しい面もございまして、そういうようなことも含めてやはり一定の経験のある、あるいは期待のできる方をぜひ応援をいただいて、何とかこの難局を乗り切らなくてはならないと、そんなふうに考えてございます。

10番（岩佐 隆君）はい。仕事の的には町長、別に定数条例を我々前議案で認めているわけですから、組織の中でこれからいろいろ復興事業を進めていく、そういった職員の配置、あるいは考え方、あるいは人数、それについては私も含めて議員も認めているわけですから、ただ、副町長がそれを組織体制の中で統括する、2人で統括する必要があるのかどうかということをお話しているわけですよ。さっき言ったように900万円という、そういった今回一般財源かかっていく部分もあるので、そこを考えたときに、今まで町長一生懸

命、副町長頑張ってきているので、職員ふやしてその中できちっとした体制組織つくって、それを最終的には町長と副町長でピラミッドですから、最終的には町長が判断するという、最終的にはなるので、あくまでもその組織の系統の中では担当課で決まったら、副町長、町長の決裁仰いでやると思うんですよ。その部分については同じなんですよ。

ですから、時間を短縮するために、あるいは業務がふえてきた部分というお話はするけれども、実際には職員をふやして、その部分で体制整備さえすれば副町長の2人制がなくてもこの事業できるんですよ。職員をふやすなという話ではないですからね。あくまでもふやした中で体制整備をすれば、今の町長、副町長の体制でも十分これから一生懸命やっていただければ復興事業を進めることが可能であると、そういうお話をしているわけなので、今町長から答弁もらうと、人が足りないからという話とか、あるいは技術面の職員が足りないからという話しているけれども、それはこれからその職員定数の増の中で、体制づくりの中で、あるいは組織づくりの中で強化できると思うんですよ。そして、国との直結のパイプが欲しいのであれば、これから2人制にするという以前に1人制の考え方でも十分に可能だと思いますね、対応は。その辺についてご答弁いただきたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。ご指摘の部分もわからないわけではないんですが、基本的にこれから、先ほど来言っている復興推進課を細分化していくと、課の数が、あるいは場合によっては室の数がふえるというふうなことになりますと、それだけに副町長なり、私が一つ一つといいますか、いわゆる相談なり、いろいろな場面が要求されるわけでございます。今でも大変各課の方で副町長なり私との打ち合わせの時間なかなか日程調整も厳しい状況がございます。ですから、やはりそれは業務を分担をしていただいて、ある程度の判断、方向性はその要所、要所で、つかさ、つかさでやっていきませんと、まさに議員おっしゃるようなピラミッドの中での効率的な判断、あるいは業務の推進というのは非常に厳しい側面があるということをご理解をいただきたいというふうに思います。

10番（岩佐 隆君）はい。そういう観点で話しするのであれば、町長、課長なりきちっと任せる部分は任せて、そしてこれから業務を進めるということだと思うんですよ。例えば部長制の組織にするのか、今までの課長制の組織にするのか、それはそれとして、例えば今の町長のお話だと、いや、私はとにかく今までの業務でも大変だったのに、今度179事業、3,600億円以上のその事業を進めるのに私は大変だと、そういう形でしかとらえられないんですよ。決裁権で、通常から言ったら必ず下から課長に上がって、課長から今で言うと副町長に上がって、それから町長に行くわけですから、だから、実際には町長のピラミッド型でいくと、副町長2人制にしても決裁系統については変わらないわけですよ。課長にきちっと任せるような体制でいくということが、全体の中である形をつくっていくというのであればまた別ですけども、その部分で仕事が遅くなるような体制づくりをしないように、さっきから言うように組織と体制の中できちっとつくっていくべきでないかと。それをお話しているわけですね。

町長（齋藤俊夫君）はい。岩佐議員のお話ももっともなところあるんですが、基本的に組織でございますから、権限と責任の分担というふうなことでございますが、先ほど来から言っているように、これまで経験したことのない業務を仮にそういうふうなことでやっても、やはりどうしてもそこには今までにない相談なり、確認というふうな場面が

多々あるわけでございます。ここをぜひご理解をいただきたいし、またいろいろな業務を今まで以上に復興業務をやる中で、いろいろな人ともお会いをしなければならない、ご支援をいただかなくてはならない。今まで平時の中で想定できないほどの皆さんとお会いをして、いろいろなご支援をちょうだいしている、あるいは今後もそうしていかなくてはならない。本当に今までにない業務量の中で我々やっている、これからもそういう状況は当分続くというふうなことをぜひご理解賜ればというふうに思います。

10番（岩佐 隆君）はい。いや、業務については、今町長言われたんですけれども、事業量が膨大していると。それについては、先ほど来お話ししているように、何回もお話したように職員の増なり、あるいは体制の整備で十分可能なくらい、多分町長含めて課長会議の中で人員の増なり、あるいはほかからの派遣要請なり、あるいは再任用、そういった形で組織をとると思うんですよ、間違いなく。その上の部分の決裁体制、今町長のお話だと、いろいろ役場にあいさつに来る人たちなり、あるいは仕事量がふえているという形でお話しありましたけれども、そういう形であれば、町長、副町長できちっと対応しながら、あるいは総務課長、例えばそういう形で毎日、毎日例えば人がいっぱい来て対応するというわけではないと思うんですよ。その部分はきちっと町長、副町長でやはり考えていくべきだなと私は思って今までお話ししているんですけれども、ただ、業務量に関して、あるいはこれから復興事業を進めるためのについては、やっぱり職員の増という形でさっきから認めているという話もしているので、そこで体制整備の中でこの副町長2人制をとらなくても私は可能だと思うんですよ。

ただ、その辺は議論が分かれるところですから、それ以上言っても堂々めぐりになるのであれですけれども、それで、国からの出向ということであるんですけれども、これについては、町から要請をして、そして県、県から国という形の経路できていると思うんですけれども、それはどういう経路できて、特に、こっちからの希望としてはどういう人ということできちっとお話しなさって進んでいるのかどうか、その辺についてお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。ただいまの国というあれはあくまでも副町長の件というふうなお話ということでしょうか。これは必ずしも県を通じてということにはならないわけでございますけれども、必要な相談なり、情報を得ながらというふうな側面は、それは県との関係ではございます。一義的には私どもの町と国との関係というふうなことでの対応、折衝というふうなことではございます。

10番（岩佐 隆君）はい。そうなってくると、なかなか例えば人材面で2人体制スタートするような形で考えても、例えば直接その人をわかっている、今回の平間副町長みたいな形で同僚議員大分べた褒めしていたんですけれども、いい人材が入ってくれば、それはそれで町にとってプラスになるけれども、ただ国の機関であるので、なかなかやはり町長が顔の見えるような、あるいは齋藤町長が納得いくような人材が、あるいは私たちの町の中で具体的にこれから事業を進めていただける人が来るか来ないかというのもちょっと不安ですし、やはり1人制にしてその中で具体的に、例えば齋藤町長、県の職員ということもあったので、県の職員であれば人材たくさん見えるということもあったと思うんですよね。そういう過程で多分平間副町長が今の現職にあると思うんですけれども、ただ見えない人連れてくるという一応不安材料、あるいはトータル的に考えて1人でもやれるような形での考え方が県、国通じてできるのであれば、私はそういう形で人材のつな



がりという部分でそういう部分があるのかどうか具体的に。

町長（齋藤俊夫君）はい。地方自治体、特にこの市町村、あるいは県も含めてでも結構ですが、例えば県であれば国の方から要職に割愛でというふうなケース、これは宮城県のみならず他の県、あるいは全国の市町村レベルでもそういう形での人材の確保、登用というふうなケースがあるわけでございますけれども、すべての場面で相思相愛の中でお迎えするというふうなことではございませんで、やはりその自治体の方にふさわしいそれなりの人材を割愛してくださるといのが、これまでの一般的な進め方でございますので、送ってくださるところを信頼申し上げて、これは対応せざるを得ないことだというふうに思っています。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。町長が先ほどの前議案のときに、くしくも行革の今までの取り組みの中での答弁として、最小の経費で最大の効果を出すと、そういう部分で、やはり町長は常に頭にありながら今までずっとやってきたと思うんですよね。幾ら平常時でないという形であっても、やっぱり自分たちが本当に頑張って苦勞してできるような部分があるのであれば、きちっとやっぱりそこでこなしていくというのが、私は町長がさっき言った最小の経費で最大の効果を出すという意味合いでないかと思います。特に、行革という部分が今までずっとやってきた、あるいはこれから財源が、自主財源が半分になるということを考えたときに、その辺について今回、先ほど言った900万円の持ち出しなり、あるいは今お話しした行革の中での最小の経費で最大の効果を出すという部分で、全体の事務量、あるいは事業を含めてきちっと町長としてやはり考え方を持つべきでないかと思うんですけれども、それについてどうなのか。

町長（齋藤俊夫君）はい。自治体としての義務、努力、これは前段定数条例の中でお答えをさせていただいた考え方が基本になるわけでございますので、これは平時であれ有事であれ、基本的に変えることのない大事な部分だろうというふうに思います。要は臨機応変といえますか、その場に応じた対策・対応をやらなくてはならないということをいかに優先させるべきなのか、そうでないのかというふうなことにも通ずるわけでございます。私としては100億円の予算規模がここ数年数百億円の規模で推移して、かつて経験したことのない業務をより円滑に推進する必要があると、これはまさに住民の福祉の増進、最小の経費で最大の効果を上げる、私は一つの具体的方策にほかならないのかなというふうに思っています。何とか未来永劫こういう形というわけでございませんで。あくまでもこの復興期間、特にここ数年、4、5年ですか、この大事な局面を乗り切れる体制整備の一環というふうなことで、ぜひご理解を賜ればというふうに思うわけでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。非常に町長の答弁から受けると、自信を持って進んでいくような形にしか見えないんですけれども、特に、副町長2人にすれば、これは万全な体制で組めると。そして、いや、1人体制であれば、今からこの復興事業をやれないと、あるいはやるのに難しいと、そういう答弁にしか聞こえないんですけれども、私は町長は、先ほど言ったように、本当にやっぱり町長としてみんなを引っ張って、そしてこの難局を乗り切るんだと、副町長1人でも頑張るんだというくらいの姿勢を持って、この8年間きちっと復興事業、復旧事業を進める、そういった私は意気込みが必要だと思うんですけれども、意気込みも中身もね。その裏づけとしては、やはり体制をきちっとつくっていくと、その体制づくりが私は一番だと思うんですよ。副町長1人置くよりもね。そ

の辺は水かけ論になってしまいますから繰り返しませんけれども、そのところをきちっとやっぱり町長として自信持ってこの組織を、復興事業、復旧事業のために具体的に引っ張っていくんだと、そういう部分の私は考え方で進まない、副町長1人ふやしたからといったって、たかだかそういう部分では人間的に1人なので、そういうことを考えていかないとうまくないと思いますので、ご答弁をいただきたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。私の復興にかける思いは12月の定例議会の方でもいろいろやる気を行いました。私は必ずこの町を復興させたいと、させなければならないというふうな強い考えを持っておりますけれども、しかし、繰り返しますけれども、膨大な業務量、経験のない業務量を単に町長の意気込みだけで解決できるのであれば、これにこしたことはございません。しかし、相当のボリュームのある経験のないものをやるということになると、これは私、あるいは職員含めて大変な健康管理の問題もございまして、やはり極力それにふさわしい人材を得ながらスピード感のある、町民におこたえできる復興をぜひ進めたいなというふうに思うところでございます。

ちょっと補足させていただければ、今回被災した自治体の中でいち早く、そして再編に取り組んでいる自治体もございまして。その自治体の置かれた状況によってさまざまございましてけれども、新たに副町長複数制にして、そしてまた課制から部制に移行するというふうな形の自治体もございまして。山元町としてもそういうことを全然考えなかったわけではございませんが、いろいろ今の町のこれまでの約1か月間にわたるもろもろの業務対応というふうなことを考えますと、当面この副町長の複数制で何とか難局を乗り切りたいと。もちろん今後お願いする組織再編による課の細分化というふうな、復興を中心とした細分化というふうなものもございましてけれども、それについても組織が大きくなるという中での一つの束ねをもう一つつくる中で、よりよい業務推進につながればというふうに考えているところでございます。

---

議長（阿部均君）ここで暫時休憩にしたいと思います。休憩後に質問を継続したいと思います。再開は2時45分といたします。

午後2時35分 休憩

---

午後2時45分 再開

議長（阿部均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部均君）ほかに質疑はありませんか。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。まず、1点についてお伺いします。

今回副町長を1人から2人にしたいという、そしてその内容等は、今までの質疑の中でだんだん整理されてきたのかなと思っていますが、町長に基本的な考え方をまずお聞きしたいのは、今回の副町長の任期というのは4年なんです、先ほどの質疑の中でもこの震災の復興等、大事業の目的のために副町長をもう1人設け、増員する技術畑の職員の全体的な進行管理含めて、そこら辺のポジションを任せたいというようなのが先ほどの質疑の中で明らかになってきたと思うんですが、そこら辺の年数、行動計画見ると、平成27年あたりまでが緊急かつ早くやらなくてはならない事業が目白押しになっていると思います。そこで、再度町長のこの副町長を2人置く関係のこういう任期というか、

どこら辺まで必要だという形の基本的な考え方を初めにお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。齋藤議員ご指摘のとおり、平成27年度までが復興に向けた大きな山場かなというふうに思っております。当然私の任期というふうなこともございますので、まずは当面2年こういう体制でやっていきたいというふうなことでございますし、将来を見据えればやはり平成27年度あたりまではそういう体制が私は望ましいんじゃないのかなというふうに考えているところでございます。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。先ほどの前議案でも職員がふえると。事業量がふえるから職員を確保して、それを運用したいという形で、町長の答弁がありました。そこで町長に再度お伺いいたします。

今回の副町長、先ほどある程度の任期は大事業が進行する中では必要な期間ということがあったんですが、その組織、人員を整備することによって、今行動計画なりスケジュールがいろいろ計画で提案されているんですが、そこら辺確実にスピーディーに実施できるという確信というか、やってもらわなくてはいけないんですが、そこら辺の町長の基本的な考え方は、先ほどの組織編成、副町長の必要性含めてどういう基本的な考え、町長の基本的な考え方をお聞きしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。前段お認めいただいたその職員の定数、これの改正ということが一つのベースになるんでございますけれども、80名近い職員がふえるとなると、それをしっかりとまとめていくと、統括していくという体制が必要なわけでございます。先ほども岩佐議員のところでもちょっと触れさせていただきましたように、被災自治体の中では新たに部制を敷いているというふうなことも、私としては一つ組織をきちんと束ねていく上ではそれも十分必要な対応のケースなのかなというふうに思うわけでございますけれども、部制になりますと、今の6級制から7級制というふうな問題もございます。そしてまた、一たん7級制、部制を敷いた場合に、途中でそれを廃止するというふうなことになりますと、それもなかなか一時的な処遇の問題もあったり、あるいは人材の確保というふうな点もあったりして難しい。あるいは全体を部制を敷かなくて復興だけをとというふうな、これもちょっと変則になってしまうというふうな考えも持っております、当面はそういうふうなことも考えた中で、技術畑の復興を中心としたところの副町長の2人制というふうな対応で何とかこの難局を乗り切っていきたいというふうなことでございます。

そしてまた、ちょっと補足させていただきたいのは、総務課長から85名というふうなお話を申し上げたこのマンパワーの確保でございますが、今わかっているのが総務省ルートで68人要望したところで29人の申し出でございますが、通年が20人でございます。短期が11人でございます。通年といいますのは、私どもとしては、本当は複数年期待したいところでございますけれども、今のところはやはり1年というのが一つの応援サイクルでございます。それから短期といのは、まさに数か月単位で交代で応援してくださるというふうな、そういう意味合いの中での85名近い体制、そしてまた250名の定数というふうなことでございますので、その辺を勘案していただきながら、この体制整備のありようというふうなものをしっかりと再構築していかなくてはならないのかなというふうに考えているところでございます。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。こういう組織体制が認められたら、町長は執行権持っていますので、執行の方でしっかりと計画どおり町民のために災害復興がやれるという、先ほど

ちょっと回答がなかったので、後でもう一度、再度お願いしますが、もう1点、今回町長はもう1人の副町長を国の方からというか、国というか、そっちの方から考えているような考え方を示していますが、今までの震災復興以外だと、やっぱり何かの問題解決型で国とか、本省の方から人材を引っ張ってきてこの事業を、させるためじゃないけれども、その人脈なり、いろいろなものを、ノウハウを利用して一つの問題を解決するという形で今までは各市町村で連れてきたり、副町長のポジションにつけたりという理由はあるのですが、今回は震災復興という形が明確なんです、そこら辺そちらからの人材を引っ張ってくるという形のメリット、そこら辺、デメリットは先ほど質疑の中でやっぱり地元の意見なり、いろいろな形が大丈夫なのかという形は出てきたので、町長がそちらの方を考えている根拠というか、メリットを端的な言葉で考え方をお聞きしたいと思えます。

町長（齋藤俊夫君）はい。国の職員の皆さんもそれぞれ分野というのがあるわけでございますけれども、基本的には国を背負って立つというふうな中で、それぞれの分野での制度に大変精通をしていると、あるいは全国的な視点、観点での着眼点というふうな、いわゆる得がたい資質、能力を私は十分持ち合わせているんだろうというふうに期待をしているところでございます。私も県庁時代の経験もございまして、ほかの市町村の状況も幾つか直接、間接的に拝見しております中では、やはり皆さん短い期間ではございませけれども、大変な戦力になって地元の振興、発展に貢献されてお帰りになっているというふうな実態を見ますと、やはりここはそういう方にぜひお願いをして、山元町の日も早い復旧・復興につなげていければなというふうに思っておりますし、そしてまた、先ほど答弁漏れしたかというふうに思いますが、やはりそういう人材を得ることによって、しっかりとした復旧・復興、これやはり私はそれなりの人材がそろえば、それがより確実なものになるというふうに確信をしているところでございます。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。この2月、きょう8日です。2月になってもう少しで丸1年ということで、町長を議会が示した、町で決めた復興計画もあと7年なんですよ。あと7年の中で今のいろいろな各種事業を完結しなくてはならないと。特に、そのうちでも前半、先ほど約平成27年と言いましたが、前半が災害復興住宅なり、集団移転なり、本当に喫緊に実施完了しなくちゃいけない事業が前半が目白押しになるということで、そういう点ではいろいろな組織体制が求められるのかなど。そういう点は一定の理解します。

ただ、それはもう結果をどういう仕事してもらえるか、その副町長2人体制にしたことによってどういう実際仕事が完了するのか、うまくいくのか、それともばらばらになっちゃうのか。それはやはり私らも、議会もそうですが、町民の方も本当に目を凝縮して見ていると思うんです。そういう意味では、しっかりとした組織体制をつくって、やはり計画どおり、計画より少しでも早く完了するように山元町も手を挙げて一丸となってやるべきだと思います。

最後に町長にお伺いします。

もう国大体予算も決めたし、特区関係も徐々に法制度も整備されてあると思います。あとは自治体の力量が問われるのがこの時期になっていると思いますので、しっかりとした人材を副町長を含めて、ただあっち側から来ればいいのか、そんな肩書で仕事できるわけではないので、そういう人間性含めて、能力含めて、そういう人材をもしやっ

ぱり確保する、もしこれが決まれば確保するというのが町民にとって最大のメリットになると思いますので、そこら辺の人材確保について、町長少し心意気というか、どういうルート、まだ白紙状態なのか、今後少し、脈があるというとおかしいですが、そういうルートの関係でもう進んでいるのかどうかというのは微妙な人事案件なので、そういう形だと思いますが、しっかりした人材をまず確保できるように考えてほしいなという思いがあります。以上です。いいです、町長。

議長（阿部 均君）答弁いいのね。（「要らないです」の声あり）ほかに質疑はありませんか。

6番（遠藤龍之君）はい。この2人制提案するに当たって、先ほど来確認している、これはどこで結論が出せたのかということなんですが、先ほどの最高の意思決定機関である連絡調整会議で提起して、皆さんともんで、そしてこういう結果になったのか、あるいは町長独断の考えなのか、その辺を確認します。

町長（齋藤俊夫君）はい。条例定数とはまたちょっと一線を画さなくてはならない特別職の人事案件というふうなこともございますので、必ずしも連絡調整会議でオーソライズをしてというふうなことにはいきませんので、これは副町長なり、教育長なり等といろいろご相談する中で最終的な判断をさせてもらっているというふうなことでご理解をいただきたいというふうに思います。

6番（遠藤龍之君）はい。そうすると、町の方の最高の意思決定機関であるその調整会議には、この件についてはかけていないということで受け止めます。それがいいのかどうかというのは判断ですけれどもね。

それで、じゃあ、その数人かの話の中で、何で2人制にしなくちゃならないのか、その必要性、本当にということで、この場でも何回も同じ言葉が出てきているわけですが、震災復旧・復興、その中でもどこにこの問題があって、副町長2人にしなくちゃならないのかということも当然議論されたかと思うんですが、その辺について、もししてなければいいんですけれども。

ただ、今まで聞くと、ただ事務量が多くなったと、それに対応しきれないと、それで2人で対応していくんだというふうに聞こえてきたわけなんですけど、そういうことでもいいのかどうか。あるいはもっと具体的な問題があって、この部分に対して2人でなければどうしても無理なんだということになって2人ということになったのか、その辺の経緯についてお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。2人制の必要性につきましては、単なる事業量、ボリュームという側面だけではなくて、やはりこれからの事業の難易さといいますか、高度な技術力なり判断を要所、要所で要求されるというふうな側面をかみ合わせたときに、やはりそういう分野に少しでも精通している人材は欠かせないというふうな判断でございます。

6番（遠藤龍之君）はい。そうすると、これは前の議案の定数条例、これにも大きく関係してくると思うんですが、そこでもやっぱり技術面の方々を強調しておられます、その定数の中で。そして、それも現状を見れば当然必要な措置、対応だというふうに私も受け止めているわけですが、実はこのこれからの対策、対応何が問題かということ、何回か言っている現地の対応といいますか、そういうところに大きく問題が出てくるのではないかと。技術面というのはどういうところを技術と言っているか、ちょっと私もわからないんですけれども。というのは、区画整理事業、ないしはこの設計とか何とか、そういうこまい制度面とか何とか、そういう部分は、あるいはもう図面をかくとか、そういう部分は

その技術の職員はおれは十分に対応できるのかな、あるいは対応しなくちゃならないのかなというふうに考えると、私は町長の2人制というのは必要あるのかなという、そういう疑問が解けません。それはこの私の見方ですから、しかしながら、そういう考えに対して町長はどのように考えられるかお伺いします。私はこういうこともあるのではないかということに対する町長のご意見。

町 長（齋藤俊夫君）はい。いろいろな見方があるんだろう、考え方があってあるんだろうというふうに思うんですが、繰り返しになって恐縮でございますが、災害が少ない中で、あるいは非常に予算が少ない中で、これまでまちづくり課を中心としたところでの事業の量、あるいは何と申しますか、困難性といえますか、そんなことを含めて、やっぱりいわゆる面的な開発なりというふうな事業は基本的に我が町経験ないわけでございます。いわゆる道路の維持補修、あるいは何十年間に一遍の小・中学校の改築というふうなことでございますので、これを今回スピード感を持ってきちん、きちんとやっていかなくてはならないと。都市計画の進め方を進めて用地買収、補償、あるいは経験したことのない区画整理等の進行管理、施工管理というふうな場面が多々あるわけでございます。

これまで建築技師のいない中で仮設住宅、町独自の発注で頑張ってきましたけれども、その中でも職員には大変頑張ってくださいましたけれども、やはり随所でなかなかかつて経験していない業務、そしてまた膨大な復旧業務を抱える中で大変な苦勞をしておりますので、やはり少しでも面的な整備なりを経験した人材を確保しませんとスムーズな事業展開は困難だということに考えているところでございますので、そういう一定の人材を得る、そしてまた、町の職員も一緒になってそういう経験を積んで成長してもらおうというふうな、そういう組織立ても工夫しながらやっていく中で対応していく必要があるというふうに思っております。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。もうそういう話は何回も聞いているので、町長の考えはわかった上で聞いたんですが、私はそういう場面でも応援職員でもまだ対応できるのかなと、あるいはできないのかと。これまでの説明の中ではそういうもろもろ考えてもまだやっぱりその必然性、必要性というのは見えないなということで今確認したんですけれども、私はまだ応援職員の方々とよくやっていくことによって、それはそれで対応できるのかなというふうに思って今確認したところです。

しかしながら、答えは従来どおりの答えということでありました。それは町長の考えはわかったということで、次に、先ほど来もう今の副町長過去の人になってしまって、何だか居場所ないようなかわいそうな感じにもなっているんですが、もうそれは既定の事実になっているのかどうか。国からとか、もう県から引っ張ってくるんだとか。私は個人的に本人を前にしてこんな話具体的にしていっているのかなんとも思っていないながら、私も聞くんですが、私町長自身もこれまでの副町長の役割については、先ほど言葉としては感謝している、私たちもこれまでの1年数か月ですか、見ている中でいろいろ議論し合う場面もありますが、仕事としては本当にこんな来たときにはこんなことも想定もしていなかったんだろうけれども、お互いなんですけれどもね。その中でもう十分な、あるいは対応をされてきていると私自身は見ているわけですが、その方の処遇はどういうふうにとらえて、そして我々はこの2人制、そして今まで出てきた話、国から1人、県から1人というのを、その辺をあいまいにしたまま、されたまま判断しろと言われても、私はちょっと判断しきれないという部分あります。

その結論は、結論というか、話はそれ以上微妙な話なんでしょうから求めませんが、私は今この、あと今のその前の応援職員、あるいは2人制にしなくてもいいんじゃないかという背景の中に、今本当にこの時期が大切な時期なんです。何が大切かと言えば、今ちょっと前にも出てきた前半部分、今ちょうど段取り部分なんです。段取りつけるね、すべて。その段取りさえつければ、正直言うと、段取りうまくいけばあとはそれに乗って、その計画に乗ってあとはやる人の能力いかんということなんですけれども、普通一般の話はね。そういう意味でも、どこでもあとと言われている話だと思うんですが、この段取り時期というのは、いろいろな英知がそこに集中して、そして決められなくてはならない大事な時期、その大事な時期にもし、仮定の話になるわけですが、これまで直接、最初からこの災害応急復旧対応から復旧・復興にかけて実際に仕事をしてきた現在の副町長がもしいなくなって、そして新たな2人の副町長でこの本当に重要な時期にそれで対応するということに対しても私は非常に不安というのを持っているんです。

今こそ知っている、あと先ほど来その最高の意思決定機関というふうな話もしましたが、本当に今こそ「チーム山元」、とりあえずは執行部の「チーム山元」を固めないで、そして固めた上で進めていかないと、これからの難局は大変だと、対応するのに。そういうことを考えても、やっぱり少なくとも現体制、それにプラスアルファ的な対応であるならば、理解できなくもないんですが、その辺の話もされた上での今の話なのかどうか。この辺は非常に微妙な話だということなので、あえて求めませんが、こういう大事な時期にこういう2人制とか、新しい体制で対応するということに対しては非常に疑問が残るということで、答えが求められませんので、終わります。

ただ、非常に現職の話もあるし、私はやっぱり現体制で臨む、最低でも。それにプラスアルファ的な考え方といったらあれなんですけれども、どうしても本当にどうなるんだか、そういう話すれば、私のとりあえず2年間ということでも10月ころまでやってられるのかなと思っていただけでも、何かうわさ、話、いろいろな風評、今のような話も聞くなれば、もうあと数日するといなくなるとか、あとどうするのというふうな感じもならないわけではないんですけれども、聞く方としてこれが通ったときには、本当に国、県の新しい人を求める考えなのかどうかだけ確認します。

町長（齋藤俊夫君）はい。遠藤議員言われるように、人事案件は微妙な問題でございますので、やはりタイミングというふうなものもございまして、そのタイミングをよく考えてやりませんと、いろいろ支障もございまして、微妙な問題だというふうなことでこの問題はご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

1番（青田和夫君）はい。2点だけちょっとお伺いします。

まず、1点は、先ほどのメリットの件なんですけれども、町長は国から、国への精通していると。または着眼点が違くと、また力になってもらえる、そのようなメリットの話がされました。私は理解するには、国の精通ということは、国であれば日本全国にいろいろな形で情報も持っております。山元町単体の情報と違って国の方の情報というのは物すごい量ですべての経験、情報が出てきます。そういう意味で、着眼点とかというのは早急に出せると思うんですよ。そこで聞きたいのが、そうじゃなくて、山元町単体のメリットは何なんですかと、私の個人的なことです。

町長（齋藤俊夫君）はい。単体のメリットといいますと、残念ながら今回我が町の大きな割合に

津波の被害をこうむったと。ある意味危険区域というふうなことを設定しながら新しいまちづくりを余儀なくされているというふうなことでございますし、今まで都市計画的な視点、観点でのまちづくりにもう少し意を用いてもよかったかなという部分もございまして、私はこの山元町の置かれた自然状況に関して、あるいは仙台市、仙台都市圏とのこの距離的な優位性なども考慮した、ある意味何と申しますか、都市計画的に言えばある程度の望ましいグラウンドデザインを描けるような、そういうまちづくりも可能なんじゃないかなというふうに思います。ある意味海岸平野部における大きな被災を受けた町の復興、これのモデル的な対応ができる、そういう状況にあるんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

1 番（青田和夫君）はい。何かちょっと私には理解できないような、何かわけわからない答えだったんですけども、町のため、地域のため、町民のためであれば、例えば今現在来週中には復興省が立ち上がりますよね。復興省には国土交通省から約260名の方が異動しますよね。そうした場合、技術的な話を先ほどされておりましたけれども、技術的な人間というと、なかなか大変だと思う。そうした場合、町長は仮にですよ、例えば大阪府とか、政令都市ありますね、札幌とか。そういうところの人材の確保ということはどうのように考えているのかお伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。私の今までの知っている範囲でそういうケースというのは余りなかったものですから、基本的に念頭に置いておりませんでした。レアなケースとしてどこかであるかもしれませんが、ちょっとそういうケースは想定しておりませんでした。（「わかりました」の声あり）

1 番（青田和夫君）はい。では、最後1点だけ。この複数制にする整合性をお伺いしたいと思います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。繰り返しになりますけれども、技術的な側面が強く求められる大事業を円滑に推進する、その人材の確保をなくして町の予定している計画どおりの復旧・復興というのは大変厳しいというふうな意味合いで、ぜひ複数体制でこの難局を乗り切りたいというふうなことでございます。

議 長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

1 3 番（後藤正幸君）はい。前回質問したことと関係あるのかもしれませんが、角度をかえて質問しますので、お願いします。要するにこの2人制というもので、交付金でいただける職員の範囲にして、名前だけをかえれば副町長でなくてもいいと私は思うんですよ。要するに交付金で使えるのは職員だったら使えるんだね。副町長という名前でもなくても。ですから、この職員でなくてはならない理由、副町長に何ぼしても名前を添えたいという理由を明確にお聞かせください。

町 長（齋藤俊夫君）はい。これはどういう人材、どういう経験、どういう努力を期待するかということだろうというふうに思います。例えば課長でというふうなケースもあるでしょうし、どこかの自治体みたく部制を敷けば部長とか、その肩書は別にしましても、ただ具体の他の自治体の人そういう張り付けを見ていると、相当若い人、経験の少し少ない人というふうな形でのお世話しか、割愛しかお願いできないかなというふうな側面がございまして。

1 3 番（後藤正幸君）はい。この山元町の財政を考えたとき、できるんなら交付金で賄えるところでやりくりしていただければなという思いで質問しました。



それから、第2点目、今までの質問を聞いておきますと、町長は3回副町長の任期の件でお話ししています。一番最初に言ったのは一定の期間この副町長を置きたいということは1回言った。その次は、平成27年度までと明確に言っています。その後は最低でも私の任期の2年間というように説明しています、この議会の中でも。ということは、現時点でも2年も4年も差あるんですよ、この副町長を置く期間。この附則の中に明確に4年なら4年と入れる考えはございませんか。

町長（齋藤俊夫君）はい。基本的にこの復興の8年間の事業展開を私は考える必要があるのかなというふうな思いで一定の期間ということで、そしてまた、先ほど齋藤議員からの具体のこの平成27年度まで事業が目白押しだというふうな意味合いで、少なくともそういう一定の期間なのかなというふうなことでございます。そして、どうしてもこれ4年に一遍の洗礼というふうなこともございますので、今の段階でその先の期間までを定めるというのはどうかなというふうな思いもございますので、まずは私に与えられた期間、まず当面、ただ、全体の基本を考えたときには、皆様がいろいろお考えになっている期間は重要な大切な期間だというふうな思いはございますので、そういうふうなことで答弁、この2年間というふうなことでご理解を賜ればというふうに思います。

13番（後藤正幸君）はい。なぜこういうことを言うかという、町長の任期は4年というのはわかっているんですが、4年ごとに洗礼があってもいつまでもやっていただければ、今ここで約束したようなお話をずっと守っていただけるのかもしれませんが、違う町長に、首長にかわれば執行権者はかわりますね。そうすると、この条例に何もうたわれてなければ、悠々と10年後であろうと、15年であろうと副町長制は生きていくんですよ。条例を直していただければ。ですから、見えるようにしていただけないのかなという思いをしゃべっているんですが、どうぞご回答をお願いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。後藤議員の問題意識も理解できるわけでございますけれども、それは常識的な範囲で、執行部も、あるいは議会の方もその段階で理論を深める中で、落ち着くべきところに私は整理をしていければよろしいのかなというふうに思います。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。――討論ありませんか。

まず、本案に反対者の発言を許します。10番岩佐 隆君、登壇願います。

10番（岩佐 隆君）はい。それでは、私の方から議案第3号山元町副町長定数条例の一部を改正する条例に関しまして反対の立場で討論をさせていただきたいと思っております。

この案件につきましては、今各議員の方から質疑、また町長の方から答弁がなされておりました。ただ、この中で私はいろいろなこれから問題を抱えながら進んでいかなければならないのかなという思いでございます。特に、この提案理由にもございますように、東日本大震災に伴う復旧・復興業務に迅速に的確に対応するために副町長の定数を2人制に、2人に改正すると、そういう形の提案でございますけれども、特に体制の整備強化を図るものとするという形でございます。

今までの質疑の中でも出てきますように、やはり私はこの定数条例を出す以前に、やはり町長なり執行部の考え方として具体的にこの組織どうあるべきか、きちっと議論を

してその体制の整備なり、あるいは組織の形、そういう部をつくるべきだと、そういう思いをするわけでございます。特に、技術職員のこれから配慮のために考えていくというお話でございますけれども、技術職につきましても、やはりこれから復興・復旧するために必要な人材でもございます。ただ、それをやはりこれから体制整備の中で復興事業を進めるために十分に必要な人材の確保、それも私は可能だと思っております。そういう意味で、やはり体制整備をきちっと前段である程度確立させながら提案すべきではないかという部分で、理由の一つとして挙げさせてもらいたいと思います。

また、人件費が年間で900万円支出があるということでございます。これは今まで町長がこの条例提案をする中で、一応平成27年まで、あるいはこの8年間を目安にして考えていくというお話でございますので、掛けますと $9 \times 8 = 72$ 、7,200万円、これが支出になると。この復興事業の申請の中で、国からの交付金で賄える部分もございますけれども、やはり付随して町の財源も必要になってくる部分もございます。そういう状況の中で、復興事業を推進する上で、やはり財政事情が逼迫し得る部分もございますので、よく考えながら、この財政事情を考えながら、できるだけ歳入の削減に努めるべきであろうと、そういう思いから全体の事業費の削減を図るべきであるということの観点で、一つとしてありますので、それも今回の提案の反対の一つでございます。

また、最後に最小の経費で最大の効果を出すと、これは町長みずからがお話しているとおりでございますので、こういった点で考えても町長が先頭になり、やはり震災の中でも常に事務事業の見直しを図りながら、行政の効率化を図り、そして町長が先頭に立って行政を引っ張り、そして復旧・復興事業を推進すべきであろうと、そういう観点からのこの議案第3号につきましての反対の立場での討論とさせていただきたいと思っております。以上です。

議長（阿部 均君）次に、本案に賛成者の発言を許します。4番菊地八朗君、登壇願います。

4番（菊地八朗君）はい。私は賛成の立場から答論をいたします。

町民だれもが望む一日も早い復旧・復興施策のため、山元町に不足している技術職の職員、業者を束ねるためにも、執行に当たるため、副町長2人制を認めるべきと考え、賛成の討論といたします。

議長（阿部 均君）ほかに討論ありませんか。12番佐山富崇君、登壇願います。

12番（佐山富崇君）はい。私は議案第3号山元町副町長定数条例の一部を改正する条例反対の立場から討論をさせていただきます。

もろもろ町長から提案理由説明ありました。同僚議員、私も含め質疑ありました。その中で見えたことは、はっきりしたことは、副町長2人制、1人は国から、1人は県からということが明確になったわけでありまして、再三再四にわたりまして、地元からというのは考えられないかというような質疑はあったんですが、それは何らそういう考えは結論的にはないというふうなのがはっきりいたしました。

私は副町長2人制については、あくまで基本的に反対というわけではありません。ただし、今回の改正、2人のうち1人は地元生え抜きの人材を活用すべきでないかという考えに立つものであります。そういう意味から、質疑の中で地元人材活用は考えられないというようなことが明確になりましたので、今回の改正には反対したいという討論でございます。

なぜならば、町長は、未曾有の災害と、あるいは平時ではないんだと、戦争のときだ

と、こういう意味から経験則のないことであるから、地元の人材というよりは法令にも明るい、技術にも明るい国なり県なりの職員に来てもらうのが一番いいのではないかという考えのようであります。はっきり申し上げます。大変言いづらいことではありますが、齋藤町長自身が、私から言わせれば地元であるというふうには認めがたいところがあります。そういう意味からいっても、2人副町長制をするのであれば、1人は地元の人材を活用していただきたいというのが私の基本的考えであります。そういう意味から、今回の改正には反対したいと。

なぜなら、町民、我が山元町住民、この皆さん方自身がそれぞれの町民がまずもって経験則のない被災を受けているわけであります。その方々は、だって経験則がないだって復興しよう、復旧しようと思って頑張っているわけですよ。それらの地元代表の人の人材をいかに何としても活用すべきだと。それがかえって住民の気持ちにもマッチすると私は思います。

「チーム山元」をおっしゃる齋藤町長であります。町長さん先ほど申し上げました、私自身が。さらに国から副町長1人、県から副町長1人と、「チーム山元」というよりは「チーム齋藤」になってしまうのではないかと私は危惧するものであります。以上の観点から、今回の改正には反対であります。以上であります。

議長（阿部 均君）ほかに討論ありませんか。7番齋藤慶治君、登壇願います。

7番（齋藤慶治君）賛成の立場から討論をしたいと思います。

きょうの質疑の中においても今町民の最大の課題、そして要望は、復旧・復興の一日も早い具現化、完成であります。そして、復興計画ができ、行動計画が今順次策定の中で、4月以降事業が本格的に稼働しなければなりません。そういう今まで本町で経験したことのない大事業を、一例出せば防災集団移転、そして災害公営住宅、土地区画整理、JRとの新しい路線の関係、そういう事業を今までの体制の中で円滑に少しでもできる可能性のあることは、執行部としては当然すべきであり、議会としてもそういう体制に協力しながらやっていくべきだと思います。

今回の町長提案の2人制、私は短期的な今回の災害復興の期間という認識で3年から4年という先ほどの質疑がありましたが、そういう大きな問題解決の道筋が、解決ができた場合、副町長制がおのずともとに戻ると思いますし、派遣職員等も本来の山元町の姿に自然に落ち着いてくると思います。こういう観点から、これからの3、4年、特に具体的に事業を執行する体制の中で副町長を2人置きまして、その人材を有効に活用することが、今求められていますし、そういう人材を早く山元町のポジションにつけるべきが町民の最大の幸福につながると思い、賛成いたします。以上であります。

議長（阿部 均君）ほかに討論はありませんか。9番岩佐 豊君、登壇願います。

9番（岩佐 豊君）はい。私は今回提案されている議案第3号について反対の立場から討論いたします。

私質疑でもお話ししましたがけれども、まちづくりの最も根幹になるもの、これは災害にもかかわらず、最も根幹になるものはそこに住む住民、町民の声をいかに吸い上げ、それを具現化していくことです。今提案されている2人制は、今までのこれまでの質疑の中で明らかになっていることは、1人は国から、1人は県から、再三地元の雇用は考えられないかという声に対しても、そのような明確な答えがありませんでした。私は最もまちづくりの根幹をなす町民の声を吸い上げるためにも、本来は2人制、私は賛成で

はありませんが、今回こういう不測の事態のときにはそれもいたし方ないのかなという理解しますが、ただ、やはり町民の声、住民の声が吸い上げられないような、声が届かないようなまちづくりには私は反対します。よって、反対討論といたします。

議長（阿部 均君）ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで討論を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから議案第3号山元町副町長定数条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（阿部 均君）起立多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第8．議案第4号を議題とします。

課長から提案理由の説明を求めます。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。それでは、議案第4号山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

配布資料のNo.4をお手元にご用意をいただきます。

改正の理由でございますが、副町長の給料抑制を緩和するため改正するというふうなことでございます。若干補足をさせていただきますと、現在の副町長等、特別職の給与の関係につきましては、三位一体の改革を背景にした山元町の行政改革大綱に基づく集中改革プランの期間、平成17年4月から平成22年3月までの5年間でございましたが、この段階における特別職の給与見直しの一環として、現在までその削減率が継続してきているというふうなものでございます。…以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――は質疑ありませんか。

10番（岩佐 隆君）はい。ただいまの提案理由の中で、町長は現下の社会情勢にかんがみ、現行の報酬、ことし――いただくわけでございますけれども、副町長に関して2人制を置いて置くと、今条例の改正の中で決まったわけですが、それとあと教育長、その部分については10パーセント上げるという形ですが、社会状況がどういうふうに変ったのかと、あと国から出向したり、県から出向すると、実際に給料の差額が違ってくると思うんですけれども、その辺の兼ね合いでどうなのか、2点お伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。まず、現下の情勢ということでございますけれども、これは先ほど来から議員諸氏からもいろいろとご指摘のように、こういうご時世でございますので、少しでも今までの行革路線を踏襲をしてというふうな部分、これは基本的にそういうふうなことでの理解をしているわけでございますけれども、やはりこれまた副町長複数制の問題の中でもやりとりをさせていただきましたように、それなりの人材を一定の期間得るためには、こちらとしてもそれにふさわしい受け入れ態勢の整備を図る必要があるというふうなことでございます。一定の経験を持つ方に意欲的な仕事をしてもらうための

条件整備として、これはこういう状況の中でも不可欠な要素であるというふうに考えておりますので、ご理解を賜ればありがたいというふうに思います。

10番（岩佐 隆君）はい。町長の部分については社会状況をかんがみ、行政改革も念頭に入れながら実際には据え置きという形でお話をお伺いしたんですけれども、ただ、副町長の部分で、先ほど来の質疑の中で出てきているように、県と国と出向していただきながら、そこで金額値についてはおのおの多分現職当時の給与と、またこちらに来たときの副町長としての給与と違った差額が出てくると思うんですけれども、その辺の県職員なり、あるいは国の職員のどういう人材を登用するかによっても多分現行の給与が違うと思うんですけれども、ただ、本来復興関係で、あるいは復旧関係でお呼びするということなので、県とか国でも人材的にはわかってくれる中でこちらの副町長の給与に合わせるような形、そういった考え方もあるとは思いますが、その辺は町長としてどうお考えになるのか。

町長（齋藤俊夫君）はい。県であれ国であれ、今の自分の待遇、処遇面を下回るというふうな中でお迎えするというのは、これは非常に現実的でないわけでございますので、先ほど言ったように町のナンバー2として全体を見ていただくと、それなりの技量を発揮していただいて、ご苦勞をしていただくと。それに見合った給与もこれ当然必要なことでございますので、私としては今回お願いする範囲の中で、より町にふさわしい人材をぜひ得たいというふうに思っているところでございます。

10番（岩佐 隆君）はい。今まで震災からずっと一生懸命頑張った副町長、本当に15パーセント報酬が削減の中でずっと頑張ってもらってきているんですけれども、ただ、先ほど来の話だと、副町長の任期ももう少しかなんていう、そういった気概もするわけですが、今度県から来る副町長は報酬がぐんと上がって、そして国から来る副町長と合わせるような形で、それは本当に今まで一生懸命頑張った副町長に対して非常に申しわけない思いが私とすればするんですけれども、そういった整合性の部分はどうお考えになっていくのか。今から副町長に対して足してやるような形になるのかどうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。確かに副町長には大変ご苦勞いただいております。しかし、この大きな未曾有の災害という大きな事情の変化があつての今回のこの給与の見直しというふうなことでございますので、これまでの件はこれまでとしてやはりご理解いただくしかないわけでございますので、遡及してというわけにもいきませんので、これは今後に向けての対応というふうなことでご理解を賜りたいというふうに思います。

10番（岩佐 隆君）はい。かわいそうですけれども、これまでの件はこれまでの件ということでございますので、現職には少し我慢をしていただくような町長の考え方でございますが、それはそれでいいんですけれども、ただ、基本的に私が一貫して今の前の条例、あとその前の条例、あとその前の条例のときも言ってきたんですけれども、やっぱり今まで本当に町で震災前にずっと行政改革をやりながら定数の削減、あるいは人件費の削減、そして事務事業の見直し、それを一つ一つ積み重ねてきたわけですよ。

だから、震災を受けてすべて全部パーにして、震災だからこれからいろいろな形でそういうのは全部見直しながら、緊急だからということでもずっとやっていいものかどうか。私はそういうときだからこそ、やっぱりきちっと事務事業を見直ししながら全体の事業を効率よくやる、そういった体制をこれから職員なり、あるいは町の行政執行の中できちっと考えるような、そういった事務事業なり、あるいは事業の遂行の形、私はつくっ

ていくべきだと思うんです。

その辺が今回の案件もそうですけれども、全部なし崩しになって、それが一つ一つ崩れていくような感じしかなかかわかないんで、具体的に本当に今まで何のためにこれ15パーセント削減して、今までの歴代の町長が一生懸命頑張ってきたり、あるいは三役がそれで一生懸命になってまちづくりのために頑張ってきたんだかという思いも、私は町長なり、あるいは副町長にも考えていただくような形でないとうまくないんでないかという気もするわけです。その辺町長にお伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。行革的な考え方、これまでの町としての努力、これは先ほど総務課長がそういう計画の精神というものは、これまでの協働のまちづくりで大いに効果を出してきたんだろうというふうに私も思います。がしかし、これだけの大きな事業を、課題を解決しなくちゃならないということになりますと、やはりここは思い切って一定の判断といたしますか、一定の投資という言葉が当てはまるのかどうかあれですけれども、岩佐議員も今大きな投資をされて、イチゴの復興・復活に向けてというふうな部分にもある意味通じるんじゃないかなというふうに思うわけでございます。大事業を早く、少しでもスムーズにし遂げて、町の復旧・復興につなげるというふうな意味でのやっぱり一定の出費というものは、これは町民の皆様にも、あるいは議員の皆様にもぜひご理解していただきたいというふうに思うわけでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。町長は一定の出費という形でお話しされましたけれども、どこを指して一定の出資という形になるのかわからないんですけれども、ただ、問題は、そういう形で今まで議会もそうですけれども、やっぱり執行部も、あるいは執行体制もいろいろそういった形で自主財源がない中で事業をどういう形で運営して、事業を運営しながら町を運営していくかということを考えてやってきた部分があるんですよ。そういったことを考えると、今町長が復興・復旧のためにすべて、例えば人的な部分、あるいは副町長2人制、あるいは報酬もその中で全部すべて動かされるものではないと私は思うわけです。

ですので、これからせつかく大きな事業をするためにいろいろ事務も大きくなるんですから、それを受けて職員が事務事業の見直しなり、あるいは具体的に全体の経費削減、そういったことをつなげるような考え方で進めていく必要があると思うんですよ。そういった部分で、町長がみずから先頭に立つなり、あるいは副町長2人制の中で、具体的に報酬も本当は私は見直すべきではないという部分で、思いで、今指摘しているわけでございますので、それについてこれから多分10パーセントのところをまだ5パーセント上げるという形、そういうことをなし崩しになるのではないかと思うんですよ。その辺人件費との兼ね合いでバランスを取りながら、やはり山元町の経営の中できちっとすべきだと思います。その辺について町長からご答弁いただきます。

町 長（齋藤俊夫君）はい。私は今回特に国を意識すれば、優秀な人材を得るためには一定のやはり処遇・待遇というものが欠かせないというふうな思いでございます。願わくばこのカット率をゼロにさせていただけるぐらいの条件整備をしていければというふうに思うわけでございますけれども、岩佐議員ご指摘のとおり自立のまちづくりをする中で、集中改革プランを進める中で区長さんなり、消防団の皆さん、行政委員の皆様にも今5パーセントカットを継続していただいているというふうなことも考えますと、やはりここは最低限人材を得る条件整備とはいえ、5パーセントの線は崩すべきではないんだろうとい

うふうに思っております、まず一定の期間、当分の間というふうなことで、いい人材を得て、いい仕事をすれば、ああこれぐらいの出費はやっぱり山元町にとってやむを得ない出費だったなというふうに思われる、そういうふうな人材を得てしっかりとしたこれからの大きな予算、大事業を執行してまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑ありませんか。

2番（岩佐哲也君）はい。山元町の特別職給与等審議会条例というのがありまして、この第2条によりますと、議会に特別職の給料改定の場合は審議会に諮って議会に提出するということを書いてあるんですが、いつ審議会開かれたのか、その審議会の意見はどうだったのかというのをちょっとお尋ねしたいと思います。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。給与改定ということでございますが、これは行革に基づく給与削減ということで、削減率を圧縮をするというふうなことで、審議会での決定ではなくて連絡調整会議の中で検討する中で、こういったカット率の圧縮というふうなことに至った次第でございます。

2番（岩佐哲也君）はい。そうしますと、この審議会、山元町特別職給料等審議会条例というのは、これは生きていないということなんですが、これ優先するのではないんでしょうかね。第2条に、町長は、町長及び副町長の給料等をあれする場合には審議会に諮るといふ、その委員を10名任命してその都度やるという、こういう条例が出ていますよね、これ。これとの兼ね合いはどうかかなと。第2条に、当該給料等の額について審議会の意見を聞くものとする、議会に提出しようとするときはあらかじめ審議会を開催して意見を聞くという条例にちゃんと定まっていますよね。平成20年にも見直しになって、これコピーとってきているんですけども、こういった手続は踏まれたのかどうか、まず。

総務課長（島田忠哉君）はい。本則での改正ではなくて、附則の中での給与カット率の定めというふうなことでございますので、審議会での審議というふうなもの対象にはなじまないのではないかとこのように考えるところでございます。

2番（岩佐哲也君）はい。これはあくまでも額について変更ある場合、特にアップなんかの場合はなおさらでしょうけれども、そういう意味で審議会を開催して、意見を聞くというふうに書いてある。町長は委員を10名をもって組織して、審議会ですね。この審議が終わったら解散すると。いわゆる短期のそのスポットの委員会、審議会のようなんですけどもね、これ見るとね。この辺をどう解釈するのか、私は専門的にはわかりませんが、これ一般的に解釈すると、当然改定ある場合には、改定する場合には審議会を開いて、その意見を聞いて議会にその審議会の意見も、添付するとは書いていませんけれども、議会に提出しようとするときには、そういう審議会を必ず開いて意見を求めると書いてあるところを見ると、その結果は議会にも報告するというのがこのあれじゃないかなというふうには私は解釈しているんですが、これの解釈といいますか、どんなふうには解釈するかちょっと。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。附則の中で、当分の間という定めであったかと思いますがけれども、その分の削減率の改定の部分については、本則の改正ではないので、審議会というふうなものでの検討ではなく、行革の中での取り組みの部分で規定されている部分を条例上附則の改正というふうな形でのご提案というふうな次第でございますので、ご理

解いただきますようよろしくお願ひしたいというふうに思います。

2番（岩佐哲也君）はい。これはここであれしても何ですから、別途確認ということできせていただきたいと思います。よろしくお願ひしたい。いわゆるこれよりも行革の方が、条例では定めてなくても行革の方のあれが優先するというふうな解釈でよろしいんですか、今の説明だと。あとは結構です。追って別な機会に。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。私の説明、舌足らずといいますか、表現が不適切でございまして、その審議会そのものについては本則の額をかえるときに審議会の方でご審議をいただくというふうなことでございますので、この場合においては審議会に諮る必要はないものというふうな解釈をしておるところでございます。

議長（阿部均君）よろしいですか。（「追って、あとこの場ではあれですから、結構です」の声あり）ほかに質疑はありませんか。

13番（後藤正幸君）今の前議員の発言に私も賛成なんです。要するに給料そのものを改正しようとしているんですから、条例をかえようとかえまいと審議会を開いて審議していただくというのが本則だと私は思いますが、いかがですか、もう一度。私からの質問です。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。条例上規定されている副町長の額63万7,000円という額そのものを改正するわけではございません。その額を改正する場合において審議会の方でご審議をいただくというふうな形になろうかと思っておりますので、この場合には、繰り返すようですが、抑制率の部分を不足で規定している部分のそのカット率の条例改正というふうなことでございますので、繰り返しますが、ご理解いただきたいというふうに残ります。

13番（後藤正幸君）はい。要するにこの3条の第1表の条例の額をかえるんでないから審議会は必要ないと言っているけれども、金額も額ですよ。給料の金額、上げるということは。これは絶対やっぱり審議会を通して議会上げてくるのが通常だと私は思います。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。再三ご説明させていただいて、なかなか要領を得ない説明で大変恐縮でございます。副町長の給料、本俸という額そのものは条例の中で決まっています、先ほど申し上げた金額でございます。そして、その附則の中で15パーセントカット当分の間というふうな部分の決定ごとについては、行政改革の一環の中で人件費抑制というふうなものを決定したもので、本来審議会で諮るべきはそのカット率云々ではなくて、63万何がしかの金額そのものを改定する場合における審議会での意見聴取をした中で決定されるべき性質のものというふうなことでございます。

13番（後藤正幸君）はい。それじゃあ、この条文の今説明なされた言葉どこに入っているのかちょっと教えてください。条文のどこに入っているのか。かけなくてもいいという、額をかえず云々でいいと書いてあるところ。（「休憩」、「賛成」の声あり）

---

議長（阿部均君）暫時休憩をいたします。再開は4時15分といたします。

午後4時03分 休憩

---

午後4時15分 再開

議長（阿部均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

代表監査委員阿部武郎君から退席する旨の申し出がありましたので、許可をいたしております。



---

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。休憩前のご質問についてでございます。手持ちがなくて大変失礼をいたしました。山元町特別職報酬等審議会条例第2条に所掌事項が規定になってございまして、条文を読み上げさせていただきます。

町長は、議会の議員の報酬の額並びに町長、助役及び収入役の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとするというふうな規定でございますので、額のご審議をいただく場合というふうなことの解釈をしておるところでございますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（阿部 均君）ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。――討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第4号山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第9．議案第5号を議題とします。

課長から提案理由の説明を求めます。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。それでは、議案第5号山元町教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について、お手元に配布資料5番をご用意をいただきまして、それに沿ってご説明をさせていただきます。

まず、改正の理由でございますけれども、教育長の給料抑制を緩和するため、改正するものでございます。具体的な部分で若干つけ加えさせていただきますが、教育長の給与につきましても、町長と特別職の給与と同様、平成18年1月から15パーセントカットを――としてきたところでございます。この結果、平成18年からでございますが、特別職である教育長の給与と一般職の課長職との間に給与の逆転現象が生じておったところでございます。このような不都合部分を解消するため、教育長の給料についても副町長同様、給料削減率を現行の15パーセントから5パーセントに改正縮小するというふうなことでございます。…以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑ありませんか。

7番（齋藤慶治君）はい。第1点だけ。今課長の方から逆転現象が発生しているというちょっと言葉聞いたんですが、やっぱり教育の現場のトップである教育長が職員との逆転現象と

い うのは、本来はやっぱり望ましい関係じゃないと思うんですが、いつごろから発生していたのか。逆にもう1点は、何人ぐらい逆に俸給の関係でもう自動的に決まってくる関係だと思うんですが、現状逆転現象になっている方というのは何人なのか、1人なのか、2人なのか、そこら辺のわかる範囲でお願いします。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。いつからかというふうな部分については、私どもの理解の中では平成18年1月から15パーセントカットに削減率を拡大しましたね。平成17年においては5パーセントだったものを平成18年1月から15パーセントにカット拡大をしたことによって、こういう問題が生じたという理解をしております。

あと人数の関係でございますが、全部比較したわけでないので、課長職の中で上位の者との比較という部分でちょっと比較をしたものですから、その段階においては、1名という表現はちょっと的を得てないかもしれませんが、上位の者と逆転現象が生じているというふうなことでご理解をいただきたいというふうに存じます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。――討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第5号山元町教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第9. 議案第6号を議題とします。

課長から提案理由の説明を求めます。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。それでは、議案第6号平成23年度山元町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳出において主に震災復興交付金事業と災害復旧にかかわる経費などについて追加いたしまして、歳入ではこれに係る国、県支出金等を追加するものでございます。なお、収支の財源調整につきましては、財政調整基金の取り崩し減をもって措置するものであります。

それでは、初めに歳出の内容について申し上げます。

9ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費1項総務管理費5目財産管理費60億5,835万2,000円の追加でございますが、これにつきましては、平成23年度、それから平成24年度の震災復興交付金事業の実施事業のうち、1月末に査定を受けて内示が出るという事業の一括交付される交付金について…以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありませんか。

10番（岩佐 隆君）はい。それでは、歳出の関係の6款農林水産業費の農林振興推進費、この中で13節委託料、これ6,747万円ほど計上されていますし、あとその下のイチゴ団地の団地化の整備事業の測量設計業務委託料、これについてお尋ねをします。

基本的にこれはこれから4団地、提案理由の説明あったように4団地をつくと。そのつくる団地、それについてまずどのくらいの面積で、どのくらいの農家が今回かわるような形になって、そして棟数が全体でどのくらいになるのか、それを基本にして多分団地の測量という形になると思うんですけども、その測量をする部分でどのくらいの面積かをお尋ねします。

産業振興課長（渡辺庄寿君）はい。岩佐議員の質問に回答申し上げたいと思います。

このイチゴ団地につきましては、まず面積が、今3回目の最終のアンケート調査まとめた数字でいきますと、作付面積、これがおおむね20町歩、これに対しまして育苗施設と附帯施設のことを考えますと、大体作付面積の倍ということで、おおむね40町歩の土地を予定しております。これにつきまして、参加人数ですか、4団地にあるんですけども、団地の参加者が60名、内容的に大型ハウスが56名、パイプハウスが4名という内容になっております。これにつきましては、大型ハウスの形状につきましては、今後1棟でいくとなかなか対応しきれない、雪とかの対応できませんので、これにつきましては、今後農協、そして我々、そして生産者の団体の方々と話をして形を決めていくというような形になっております。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい。今課長の説明の中で、一応40ヘクタールで全体を考えて、今回の業務委託料を出すようなお話で検討しているようですけれども、団地的には今まで説明あった中で、1団地から4団地まで、その団地を形成するという話だったんですけども、それが具体的に例えば10、10、10、10で40という形の考え方でいくのか、それとも面積的に違った形でいくのか、まずそれをお伺いしたいと思います。

産業振興課長（渡辺庄寿君）はい。団地別面積につきましては、各この60名の方々から希望書をとりましたところ、割と均等に希望者がありましたので、その辺は大丈夫なのかなど。一応参考までに面積を申し上げます。作付群別、大型団地化の配分で、第1団地5.4ヘクタール、第2団地同じく5.4ヘクタール、第3団地6ヘクタール、第4団地は3.8ヘクタール、土地の面積としてはこれに掛ける2ということになります。

10番（岩佐 隆君）はい。バランス的には非常にいいなという部分で考えるんですけども、ただ、今回の町長の提案理由にもあるように、底地の集積が問題だと思うんですよ。そういった面で、町が考える今希望の5.4ヘクタール、それをどういう形で集積をさせる、そしてそれを今回の測量設計の中でいかしていくのかという部分になると、例えばニワトリが先か卵が先かになると思うんですけども、最初集積させてその団地の委託して面積をくくり出して、そこを一応団地の今回の委託するような形になるのか。それとも、ある程度底地をその面積の中で当たりながら集積させてやるような形になるのか。先ほど言った町がある程度のくくりで集積も何も考えないで、そのくくりで考えていくという形の今回委託をするのか、底地をある程度当たりながらまとめた中で当たっていくのか、そちらどういう形でやるのか、その辺委託の仕方ですけれども。

産業振興課長（渡辺庄寿君）はい。各団地の土地の集積関係につきましては、一応こちらの方であ

る程度集積をかけてそれでもっていくと。それで、岩佐議員も希望出されたと思いますけれども、今回、この4団地の中で土地の所有者がおおむね6割近くそろっているものですから、その辺でいくと。そして、その近辺でもう水稻をやらないということで、あとは賃貸なりで口頭での予約はとっていたという形で、大体6割についてはまとまっていますので、その辺を当たっていくということです。

10番（岩佐 隆君）はい。具体的に経営再開マスタープランの作成業務という、どういう委託をするのか。経営再開のマスタープランの業務を委託するという形で、ここに151万円ほど委託料として乗っているんですけども、どういう委託、経営再開のプランの委託という形でどういう内容なのか、業務の内容。

産業振興課長（渡辺庄寿君）はい。この経営再開マスタープランにつきましては、全体の事業の中で山元町地域農業経営再開復興支援事業の中で、このマスタープランの関係で、経営再開マスタープラン作成事業で154万円上げておきましたけれども、これにつきましては、今回の津波と被災を受けた農地、今後これをどのような活用方法に持っていくかということで、公募の農業経営者、そういう方々をどのようにするかということで、それを始める前にこの経営マスタープランをつくらないとその事業には入っていけないということで、意向調査なり、あとは集落の座談会ですか、そのもので意見等を聞いて、山元町は山元町のマスタープランをつくって、それでものを進めていくと。これにつきましては、亘理郡農業振興公社の方に委託するものでございます。

10番（岩佐 隆君）はい。今回のこの測量設計、全体で40町歩というお話ですけども、その中で1団地から4団地まで、今まで復興の説明の中でもあったんですけども、実際に平成24年度から、24年、25年、26年と3か年の事業だというお話ですけども、今回の調査した中で、現段階でどういう形の事業の年度の割り振りを考えて進んでいくのか。これからだと思うんですけども、それについてお伺いしたいと思います。

産業振興課長（渡辺庄寿君）はい。皆さんの要望等まとめた数字でいきますと、3か年計画の中で60名の希望者がある中で、平成24年度に作付けをしたいという方が全体の6割を占めております。人数でいけば36名ほど。この36名が全員の作付けというのは、土盛りとか一一関係もあるので、なかなか全員がというのは難しいのかなど。ただ、これも関係機関とまだ詰めていかなくてはいけないと思うんですけども、例えば、例えばです、今のところ考えているのは、Aさんという方がハウスを4反歩つくっていると、大型で。大体1反歩ですと、ハウスが2反歩ぐらいですか、今岩佐議員もつくられたと思うんですけども、その場合に、Aさんに大型ハウスを2棟、1年度でやるんでなく、例えばBさんも4反歩やりたいというのであれば、一日でも早く、一年でも早く皆さんが生産の方に回ってもらうために、1人が4反歩をやるんでなく、そこは1年遅れてもらってAさんとBさんと2反歩、2反歩の2ハウスでつくっていくとか、そういうような考えでは思っております。

10番（岩佐 隆君）はい。今の課長の考え方はわかったんですけども、難しいのは、先ほど委託の中で出てきたように、10アール、10アール、10アール、10アールで40アールやると。その中で、実面積も含めて集積も並行してやらなくちゃだめだと思うんですけども、例えば事業、集積と集積をしてその団地をつくる中で、その自分が36名いると思うんですけども、その人たちの要望というのは、その団地ごとに全体のバランスがいいのであればいいんですけども、バランスがとれない部分もあるんですよ。

そして、その集積がうまくいかない団地もあるということだと思っんですよ。ですから、今お話しした中で、具体的に進めるにはある程度農家の人たちに応分である程度の再開をさせるような形の考え方でいきたいという部分もわかるんですけれども、ただ、その中で底地と全体の集積、そして今回団地ごとの計画で進むという形になると難しい部分も出てくるのかなと思っんですけれども、その辺の考え方についてはどうなのか。

産業振興課長（渡辺庄寿君）はい。聞き間違えたら申しわけないです。団地ごとというのは、例えば1団地から4団地あるんですけれども、例えば1団地だけを早目に手をかけるとか、そういう意味ですか。私のところの考えとしましては、担当課としては、1団地から4団地を一斉に手をかけていくというつもりでおりますので。

10番（岩佐 隆君）はい。考え方がどういう形だかというのをお話ししたので、今具体的に課長にお話ししてもらったので。ただ、なかなか全体の集積したり、委託かけて集積して、そこで事業をするようになってくると、全部並行してずっと進めるような形で考えると、なかなか全体の事業の進め方とすれば、インフラ整備も含めて難しい部分も出てくると思っるので、その辺の配慮の必要性はあると思っんですよ。その辺十分考えた中できちっと考えて進めていくと。そして、できるだけやはり農業者が希望する早目の農業再開、それに向けて全力を尽くしていくという考え方が私は必要だと思っしますので、できることとできないこともあると思っんですけれども、町長にその辺の決意お伺いできればなと思っします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。具体的な場面でございますので、課長に全面的にその辺は調整お願いしていますけれども、私も前にもお話ししたとおり、山元町の復興のシンボルでもあり、最大のブランドでもあるこのイチゴの本格的な復活・復興に向けて全力投球で取り組んでまいりたいというふうに思っします。

10番（岩佐 隆君）はい。その下の負担金補助及び交付金の19節の関係で、これ亘理郡農業公社の運営費、これは亘理町と山元町と、あと農協と、それで公社をつくって進んでおると思っんですけれども、これ実際にどのような業務をしていくのか。従来のお話だと、ここにある程度起点になって集積とか、あるいは今回のこの団地づくりの一つの考え方の基本で進むというお話もあつたんですけれども、具体的にどういう形で事業を進めるのか、この公社として。

議 長（阿部 均君）本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

産業振興課長（渡辺庄寿君）はい。亘理郡農業公社、この農業公社につきましては、岩佐議員もご存じかと思っしますが、前々からありましたけれども、4月18日に総会をしまして、法人格を取つたということで、事業内容でございますけれども、今年度につきましては、先ほど申したようにメインとなるのがマスタープランの作成と、これには当然亘理、山元も入つておりますので、当山元町と亘理町の分の方もやっていくということで、そちらになります。全体的な公社としての事業といたしまして、農業機械等の低コスト化の事業の実施とか、あとは土地利用、亘理郡内の農地の利用計画とか、有効利用の促進とか、そういう関係、あとは農業後継者等の育成に関する事業とか、そういうものを定款等に上げているものでございます。

なお、集積関係、そちらの方も法人格をとつたものですから、そちらの方も手をかけられるということになっております。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい。今のお話だと、前にやっていた農業機械のリース等の事業もまず一つ

やれるということで、それも取り組むという形だと思うんですけども、あともう一つ、今回の亘理町50町歩、山元町40町歩というイチゴの団地の中でも公社の果たす役割というのも大きくなると思うんですけども、今課長からご答弁あったように、実際には集積をするために、その下準備の作業をするという形なのか、実際に農業委員会なりと担当課と一緒に集積のためにこの農業公社も一体になって取り組んでいくと、そういう方針で考えているのか。

産業振興課長（渡辺庄寿君）はい。ただいまの件につきましては、この集積関係、当然産業振興課、農業委員会だけでできるものでございませぬので、これについては——会長ともお話ししておりましたけれども、農業公社さんにも、亘理町さん、関係機関、当然農協も入りますけれども、こちらの方で集積等に進めていくという計画になっております。

10番（岩佐 隆君）はい。その下の土木費の関係、公営住宅建設費でございませぬけれども、これ委託料で、今まで復興事業の説明の中でも具体的にお話が出てきて、今回の一応交付金事業申請の中で認められた分という最低限の分だと思うんですけども、これについても一度確認の意味で、具体的に今年度の中でこの業務をこなしながら、実際にどういう計画で実際に今回の復興住宅を考えていくのか。そして、その土地の部分で事前の調査的な部分はおやりになってある程度の面積を確定するに至っているのかどうか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。説明申し上げます。

ただいまのご質問の委託料でございませぬが、今年度におきまして用地測量業務等の委託料を増といたしましたのは、今後計画されます第1期工事に続く2期工事目の用地測量設計等でございます。それから、土質調査業務等につきましては、第1期工事の候補地でのボーリング調査等を計画いたしております。用地造成測量設計業務委託料も同じく第1期目の工事の用地測量を行います。建築実施設計でございませぬが、こちら第1期目で計画いたします山下・坂元地区の建物等の実施設計に係るものでございませぬが、工程といたしましては、3月ぐらいまでにこういった測量設計を発注いたしまして、その成果品に基づいて平成24年度から造成工事等に入ってまいります。平成24年度の秋ぐらいから建設工事に入り、平成25年3月等の入居にスケジュールを合わせて詳しく計画していくものでございませぬ。

それから、面積等につきましては、先にご説明させていただいた経緯もございませぬが、第1期工事といたしまして、山下地区約50戸分、それから坂元地区20戸分で、現在計画を進めておるところでございませぬ。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい。この第1期工事分で山下地区が50戸、坂元地区が20戸、これについては、今までいろいろな形で説明は受けているわけですけども、ちょっと私も聞き漏らしたかどうかわからないんですけども、例えばその用地を具体的に決めた。その決めた中で50戸をつくっていくという形で、今回いろいろな業務をすると思うんですけども、その中で基礎調査で、例えば先ほど言ったボーリング等でそこが例えば復興住宅つくるにふさわしいかどうかという判断をしながら、底地の確保も含めて、面積の確保も含めて今までやってきた部分があるという形でいいんですね。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。これまで計画を進めてまいりましたのは、荒々の計画でございませぬが、配置計画等を詳細にはまだ進めてはおりませぬ。それから、用地交渉等につきまして並行して進めてまいりました。

10番（岩佐 隆君）はい。まだ用地はあくまでも底地として全部当たってない、あくまでも町の

計画の中で調査をしながら、具体的に全体の配置含めて進めていくという形でとらえていいんですね。2期工事もそういう形で段階的にやると思うんですけども、その辺についてのある程度スケジュール的な底地の考え方についてお聞きできればと思います。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。2期工事につきましては、候補地として山下地区、合戦原地区、坂元地区と3地区を現在考えておるところで、まだ詳細等は決まっておりません。以上でございます。

10番（岩佐 隆君）はい。1期工事でもまだ底地の確保もしていない中で、ある程度くくりをつくってそこで配置計画するという事なので、ある程度計画して順次、これはあくまでも3年間で全部復興住宅つくるという考え方が今まで町長なり、担当課長の中でお話があったので、やはり2期工事についても底地の確保をしながら調査、測量、設計、それを並行してやらないと、なかなか時間的な部分の余裕がないんでないかと、そういう思いするわけですけども、その辺についてはどうなのか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。ただいまご質問ございましたとおり、2期工事につきましても、平成24年度で現況の測量、あるいは土質調査等を進めてまいる計画でございます。

10番（岩佐 隆君）はい。その下の土木の都市計画費、これ集団移転事業に係る委託料全般でございます。これについては今までの、今お話の中で具体的に進む部分もあるんですけども、ただ今回の個別面談、それを生かしたような形でこれから集団移転事業を進めていくという形だと思うんですけども、実際に今まで当初のアンケートから具体的に今回の集団移転事業、そういった部分で少し離れている部分があるのかどうか、いろいろな話を聞くと、どうしても今まで町が考える集団移転事業、3か所にコンパクトシティで市街地をつくると、そういう部分が今まで住民からの要望で何か所かの小さい個別的な集団移転の候補地、それを念頭に置きながら住民の要望として出ているということと、今回の集団移転の調査の基礎的なものの考え方、あるいはこれから実際に、それを住民調査を受けながら集団移転事業に結びつけるとの考え方が少し違ってきているような、住民サイドでも違ってきているような感じなんですけれども、町としてこの150万円の集団移転の個別の応援も含めて、この集団移転にかかる、特に市街地形成にかかる意気込みというのを並々ならぬものがあると思うんですけども、その辺について個別面談を受けて、途中でですけども、どういった方向でいくのか、ちょっと考え方を聞きたいなと思っています。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい。まだ個別面談につきましては、現在まだ進行途中ということで、集計結果の方はまだ取りまとめは至っていないというような状況でございます。150万円というような助成金のお話もありまして、ある程度町の用意した3か所の新市街地、そちらの方に行きたいとおっしゃられている方が大分出てきているというようなこともございます。それと、もう一つは、財政的な面から災害公営住宅の方を望まれるというような形も若干出てきております。これからまだ意向調査するわけですけども、もう2月中旬以降、2月20日過ぎまでそちらの方の意向調査の方、結果を踏まえましてデータを集積しまして、新市街地3か所の宅地造成の面積、それから区画割、そういったことを検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。町で当初考えた集団移転の考え方、市街地形成をすると。そういう部分で150万円が役に立っているというお話ですけども、ただ、全体の被災し

た町民の中では、やっぱり個別にある程度の集団移転先を見つけていくと、そういう部分がちょっとちょこ、ちょこお話を聞くんですけども、それで今面談途中だと、そういうお話だったんですけども、途中の中で具体的に例えば町が今まで3か所の集団移転先、その考えたところに住民の被災した人たちの個別面談の中で、パーセント的にどのくらいあるのか。その辺はお出しになっていたらお伺いできればなと思うんですけどもね。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい。申しわけありません。現段階においてはそちらの方のパーセンテージについては集計まだ至っていないというような状況でございます。

10番（岩佐 隆君）はい。それによって、多分今回のこの2億6,872万円、ある程度本当に被災した住民のため、あるいはこれからまちづくりの中で市街地形成が、コンパクトシティが生きるか死ぬかという部分もあると思うので、やはり集団移転の基本的な市街地は被災した住民の人たちを呼び込む、そういった考え方でつくっておると思うんです。流入人口をふやすためもあると思うんですけども、それ以上にやっぱり集団移転事業で考えたときに、被災した住民の人たちをできるだけ市街地の便利なところでコンパクトシティの中におさめていきたいと、インフラ整備も含めて。そういう考え方があると思うので、その辺の実際にこれから個別面談のそういった業務を終えて、早く集計して、その今回の委託業務の中に役立てたり、あるいはこれから集団移転の基礎的な考え方の中で早く方向性をつくる上で大事だと思いますので、その辺を念頭に置きながら集団移転事業を進めていただければなと。それが今回の業務委託に深くかかわってくると思いますので、その辺について。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい。議員おっしゃるとおりでございますので、そのように進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

12番（佐山富崇君）はい。時間も延長になっているから、簡単に。ただいま出ましたそのイチゴ団地、それから集団移転の都市計画、それから公営住宅、いずれにいたしましても、これはもともとは田んぼだな。水稻、稲作地を埋め立てて団地化するということですね、産業振興にしる、集団移転にしる、公営住宅にしる。この委託になっているわけですが、測量設計業務委託料、わかるんですが、これはその場所埋め立て、今までは遊水池ですよ、言ってみれば。排水の面から考えれば、遊水池ですよ、田んぼは。それが畑地になり、ハウスが建ち、建物が建ちということになれば、水がここからあふれるわけですよ。遊水池にならない、一時に出ると。そういう意味から言ってみれば、この雨量計算とか何かの設計はちゃんとこの中に入っているのかどうかを伺います。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい。今回の交付金事業計画の中に、平成24年度予算分としまして、町内全域の排水計画見直し事業というものを予算計上しております。そういった中で、今回町内の排水処理、流末までの今まで内水対策とかでうまく排水処理ができていなかった部分とかを含めまして、見直しを考えたいということがまず一つと、あと面的開発が当然必要になれば、その部分の開発部分に対する雨水の処理、防災調整池の設置ですとか、そういったものも必要性が出てくれば、こういった設置も含めて検討してまいりたいというふうに考えております。（「それで終わり」の声あり）

12番（佐山富崇君）はい。今の推進課長、鈴木さんね。おかしいでしょう。当然面的なあれなんでしょうが。面的になればそのとき考えていきます。今おっしゃったでしょう、そうい



うふうに、そういうふうになればと。先ほど産業振興課長は、イチゴ団地で40町歩とおっしゃいました。附帯設備から何から皆入れると4か所で40町歩、約ですと。これ40町歩面的あれなるでしょうが。それから、都市計画の土木費もこれは面的になるでしょう。ましてや150万円だけでどんどんあそこに集めようとしているんだから。その水量計算とか、何とかしたんですかと、しなければその業務委託はしているんですかと、この設計業務委託料に入っているんですかと私は聞いたので、どうなっているんですかと聞いたんです。これ入っているのか、入っていないのか。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい。済みません、説明言葉不足で申しわけありませんでした。

もちろん面的開発をする上では、そういった防災調整池の検討というものも設計の内容に当然含まれている内容でございますので、そちらの方も含めた設計費用ということになってございます。

12番（佐山富崇君）はい。最後に確認しておきます。つまりこの委託料、いずれも雨水計算から何から、排水からそのあれは入っていると、こうおっしゃいましたね。それでいいですね。はい。では、これはそれから産業振興課長の方も入っているんですね。はい、わかりました。それで、お聞きします。

先ほど平成24年の町内排水計画、流末処理も含めて計画しております。計画しているつまで実行するような段階的に考えているんですか、今のところ、よく町長なり、あなたたちの説明では、いつも大ざっぱな、今のところとか言っているんですが、今のところでもいいですから。精査はしていないでしょうから、まだ。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい。まず、町内全域というような排水計画の見直しということになりますので、すべての排水量を整備するにはかなりの年月がかかるというふうにはまず前もってお話ししておきます。今回、災害復旧事業などで農政サイドの方の排水路なんかについても整備をしているのとあわせて、あと今回そういった雨水、排水の対策が必要な水路についても、復興交付金事業等の中で活用できる制度を利用して補助事業の方に整備事業というふうなことで箇所づけとして上げていきたいというふうに考えておりますので、現在のところ具体的にいついつどこをやるというような明言したことは、はっきりとしたことは言えないんですけども、そういった形で進めていきたいというふうに考えております。

12番（佐山富崇君）はい。全く漠としたお話でございますな。つまり多大なおっしゃいました。

多大な年月を必要とすると。多大というと、どこまでが多大だか、私もわからない。無制限というような、無限みたいなお話ですけどもね。だから、私伺いたいののは、この8年の中でどの程度やろうとしていらっしゃるんですか、復興計画8年の中で。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい。まず、全体的な計画を作成した後に、優先度を当然つけていかなければならないというふうに考えております。長年の町の懸案事項であった山下地区の内水処理ですとか、そういったところは当然優先度は高いというふうに考えておりますので、全体計画を策定した上で優先度、そちらを順位づけとして高い位置に位置づけて、そういったところから改修を進めていきたいというふうなことになるかと思っております。

12番（佐山富崇君）はい。いや、そういう優先順位をつけるとか何とか、それは当たり前の話ですよ。私今聞いたのは、復興計画8年の中で全体計画の何割くらいを実行に移せると今思っていますかということ聞いたんだから。多大な年数とか、優先度をつけるとか、

そういう抽象的な言葉は要らないの。具体的に計画をつくったならば、今の考えとしては8年以内に8割の事業は進めたいと思っていますとか、せいぜい半分でしょうねとか、そういうことを聞きたい。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい。その具体的な数字につきましては、全体計画が作成し終わった時点でご返答させていただくというようなことではいかがでしょうか。

12番（佐山富崇君）はい。ですから、全体計画はいつまでできるのかだけをまずもってお伺いします。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい。平成24年度予算の中でやりますので、平成24年度中に策定を完了できるように目指してまいりたいというふうに考えております。

12番（佐山富崇君）はい。平成24年度中ということをしかと承りました。それはそれで結構だと思いますが、それでは、その優先順位という話の中に、先ほども申し上げた、もう1回言います。面的にイチゴ団地、あるいは集団移転地、その排水計画、これはすぐ出ますね、こいつ皆含まれているとおっしゃいました、先ほど。遊水池が今度は水を出す番になるわけですよ。今までは遊水池だった、水田というのは。そんなこと私がここで言うまでもないことです、専門家の方々ですから。それが、今度は逆に吐く側になるわけですよ。一時的に遊水池でなく、例えばビニールハウスにしろ、あるいは生活雑排水にしろ、屋根にしろ、宅地にしろ出すわけですよ、一気に。これの水の計画はこの委託料に入っているとさっきおっしゃいました。ですから、この分の処理はまず別ですわな。この全体計画とはね。その辺はいつまで処理できますか。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい。開発の設計をやる際に、その雨水の時間当たりの流出量というのが増加するというのが当然設計上出てきますので、その場合には間違いなくそこに防災調整池の設置基準というものが出てくるかと思えます。そういった検討については、その区画整理であれば区画整理の設計とあわせまして、その中で検討してまいるといようなことになるかと思えます。

12番（佐山富崇君）はい。つまりそういう開発になれば、遊水池は別につくりますから、心配ありません、下流に迷惑はかけませんという話だと受け取っていいですか。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい。そのとおりでございます。

12番（佐山富崇君）はい。しかと承りました。山元町からいなくなってもこれ責任とってくださいよ。終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

8番（佐藤智之君）はい。じゃあ2件だけお尋ねします。

9ページの一冊下、18節備品購入費52万5,000円、放射能線量簡易測定器購入費、ひょっとしたら私聞き漏らした可能性もありますので、これ台数で何台なのか。あといわゆる貸し出しもするかどうか、まずこれ1点。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。お尋ねの簡易測定器でございますけれども、購入台数は4台というようなことでございます。なお、貸し出しの関係につきましては、今後3月までの間に実施計画を策定してまいりますので、その中で検討してまいりたいというふうなことでございます。

なお、それで何で現段階でというようなことでございますけれども、これは国の財源を使って購入できるタイミングでということでご提案を申し上げておりますので、よろしくご理解をいただきますようお願い申し上げます。

8番（佐藤智之君）はい。了解しました。あと最後ですが、12ページの一番下、貸付金の7,500万円、災害援護資金貸付金増ということで、町長の説明要旨の中にもありますけれども、不足が生じる見込みであるとのことのようにですが、この具体的な中身ですね。例えば1戸当たり幾らなのか、その辺の金額の面もお聞きしたいと思います。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい、議長。1月末現在で貸付件数が44件でございます。1件当たりの平均の貸付金額が236万1,000円ほどでございます。合計で、現在貸付金額が1億390万円ございまして、今現在の残高といいますか、まだ残っている額が1,200万円ほどしか今現在残高ございません。以上でございます。

8番（佐藤智之君）はい。これちょっと中身私もよく知らないんですけども、これは一般家庭で1戸当たり、例えば限度額とか、その辺あるんですか。幾らまで貸し付けできるとか。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい。お答えいたします。災害貸付金につきましては、被災の程度におきまして貸付金額の限度額が異なります。最大350万円まで貸し付けることができる制度でございます。よろしいでしょうか。以上です。

議長（阿部均君）いいですか。（「はい、わかりました」の声あり）ほかに質疑はありませんか。

6番（遠藤龍之君）はい。一つは、歳入と歳出と絡むんだけれども、先ほど来金の話で説明はあったんですが、復興交付金基金の積み立てと復興交付金の関係、あとは取り崩しがよく見えないんだけれども、よく見えないって、私の頭だけで見えないならばいいけれども、復興交付金取り崩して事業をしているのと、あと基金積み立て、9ページの60億円、これは、この原資は結局何になるのかというふうな、その歳入の中の多分いろいろな復興交付金関係だと思えるんですけども、とあわせて、あとその下、8ページ震災復興基金繰入金が震災復興交付金取り崩し5億5,000万円、これはさっき多分そんな説明したと思うんだけれども、一たんというか、どこから持って行って、この交付金というのはきょうの条例で初めて設立した基金なんだべ。そうすると、どういうふうにこの流れを見ているのか、ちょっとその辺よくわからない。その辺の説明をお伺いします。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。大きく説明をいたしますと、この7ページの14款国庫支出金2項国庫補助金がございます。ここに教育費国庫補助金4,323万3,000円、それから6目土木費国庫補助金56億6,517万7,000円のうち、2節国土交通省関係震災復興交付金57億6,311万9,000円、それから7目農林水産業費国庫補助金、これが2億5,200万円、これが一たん国庫補助金として受けます。それをこの9ページの2款1項5目財産管理費の60億5,835万2,000円で受けるということです。ここで60億円の議案の条例で可決いただきました基金の中にぼんと納まったということですね。

これの今度財源が、8ページの18款2項1目8節震災復興交付金基金繰入金、この60億円の中から5億5,918万円を取り崩して、そして教育費の埋蔵文化財の復興調査費、それから土木費の方の復興土地区画整理、あるいは防災集団移転、あるいは災害公営住宅の財源に充てるということで、一たん積んだものをここで初めて引き落とすということで、ここの大きいものが入って、2款の方で出す。そして、出して積んだものを今度18款のところまで落として、そして、それぞれ最初の8款土木費等々の財源に充てるというふうに1対1の関係になっています。これが基金造成型の非常にやりとりの難しいところなんですね。一たん金を国庫金を受けて、そのうちからそれぞれ文部科学省分引き落とす、取り崩して充てる。それから、土木費であれば国土交通省所管

の分から取り崩してそれぞれの事業ごとに充てていくということになります。ということで、1対1、1対1というふうに充てるという構造です。

6番（遠藤龍之君）はい。多分今回初めだからちょっとわけわからなくなっているんで、いずれは今度これは基金になって、そこから今度取り崩すということになるんだというところはわかるんだけど、今回始まりなのに、こっちで出して、そしてそこから取り崩しの合計というのは、どこから取り崩すんだかというのがよくわからない、見えないなということであれしたんだけど、いいです。大体。だから、入と出は一致しているんだべ。ということが確認できればいいんだ。だから、出は60億円プラス3億5,000万円とか2億8,000万円とか、あと75万円が入のもろもろの交付金の合計と一緒に、今回については、そこは一緒だということで受け止めていいんだべ。間違いがなければいい。数値的に問題がなければいい。それで終わり。時間もないようだし。

あと歳出の部分で、衛生費、先ほども出ました929万5,000円、除染関係。町長説明では、先ほどの提案説明、ホットスポットの除去など応急対策に要する費用を措置ということなんですが、この説明はどこの部分に当たるのかちょっと見えない、わからない。委託料の放射線量測定業務委託料にこの部分になるのか、放射線測定器の購入費がこの説明に当たるのか、焼却灰検査手数料がこの説明に当たるのか、その辺についてお伺いいたします。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。お尋ねのホットスポット関係――の部分でございますけれども、要はこの消耗品費中に土のう袋とか、ゴム手袋、ブルーシート、こういった部分の消耗品的な部分をここで措置をしておるわけでございますが、本質的にはこの全体的な部分として、放射線測量設計業務というふうなものを策定する中での、当座の部分の対応に当たる経費というふうな考え方で措置でございますので、よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

6番（遠藤龍之君）はい。いや、ここは非常に重要な部分なんですよ。今住民が求めている。非常にいいことと言っているんですよ。しかし、その根拠が見えないということで確認しているんです。もうこういうのは要請があったらどんどん対応していかなくてはならない施策なんです。だから、よく頑張っているなと私は評価しながら見ていたんですが、しかし、この措置の方を見ると、どこを見ればその対策の予算措置とられているのというのが見えなかったもので、確認の意味で今質問したわけですが、であるならば、ちょっと消耗品費の29万2,000円の中の何割かにそれが含まれるというふうな、今の説明では受け止めるわけですが、それではちょっと説明、だったらこういう説明というのはちょっと正確ではないのではないかと思ひまして、この説明のとおりの対応をしていただければいいんですが、ただ、その根拠がこの予算の中に示されているのかなと、ここちょっと見えなかったものだから、確認しているんです。

こういう説明していますよね。ホットスポットの除染など応急対策に要する費用と。ホットスポットが見つかって、そして除染してください、あるいは町としてしなくちゃならないとなったときに、すぐに対応できるような費用としてここに乗せているんだよね、説明から言えばね。どこにあるの。今の土のうとかであるならば、そういったときの対応の仕様なりマニュアルなり、策というのが、じゃああるのかどうか伺います。そのような話が住民からあったり、あるいは町で測定している中でそういったものが見つかったときに、即除染と、そういうふうになったときにはこういう方法で、こういう試

算で、こういうやり方でやるんですよといったような仕様と申しますか、そういったものが用意されているのかどうかお伺いいたします。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。この消耗品におけるホットスポットに要するであろう当座の部分ということで、具体には2か月間かそこらぐらいの部分のちょっとした消耗品的な措置であることであるわけでございますけれども、まずこの部分については本来的な、本格除染の実施というふうな部分については、山元町の放射能分布の現状把握というふうなものをやった中で、より具体の効果の上がる、もしくは必ず優先順位なんかも決めながらやっていかなければならないという部分の分析をした中で、本格的な除染に向けた動きに入っていくと。その部分については、まずこの除染計画策定業務の關係の委託料措置してございますけれども、こういったものを策定していく中で、具体のものを決めていくということでございますので、それには若干の時間を要するというところで、当座そのホットスポット的な部分の対応というふうなことでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。課長のそのような説明は町長等々から何回も3回も確認できて、わかった上で今確認しているんですから、その辺少し踏まえてお答えいただきたいと思っております。ですから、その間の、非常にいいことなんですよ、この交付金うたっているのは。うたっているというか、その方針を示しているのは。4月から確実にやりますよということをお願いいたしますけれども、今それに待てないという人たちがいるんです、私の知っているところでも。

そういう人たちの対応を、先ほど出てきた貸し出し4台、貸し出しもまだ決められていないと。そういったものも今多く求めているんですが、その決まる、それも4月以降の話であって、本当はそれで遅いと思うんですが。そして、その4月以降だつてどこまで決められるかというのが我々にはわからない。そういう状況の中で、今すぐに必要なことに対しては、もう今すぐ対応しなくちゃならないと思うわけですが、そして、そうしたときに今回のこの提案されているこの提案というのは非常に積極的な町の姿勢だなというふうに受け止めて、今その背景、根拠になるものは何かということをお聞きしたんですが、何かちょっとちぐはぐな内容ですね。ということで、町長にお伺いします。

これは姿勢の問題だと思うんです。ということで、この部分に対する町で考えているのは土のう何ぼ、スコップ何ぼ用意しておけばいいべと。消耗品費としてね。そういうところでのこの29万2,000円かと思うんですが、そうしたら、この29万2,000円の内訳教えろといったときに、どうなのかということにもなって、聞くとがっかりするから、それは確認しませんけれども、やっぱりこれは取り組む姿勢なんですよ、町長。せっかくここにいい表現をしているのに、やっぱりそれにこたえるような答えをしてほしいんですけれども、まずその姿勢だけ確認します、町長。この除染、あるいは放射能対策の――、とりわけ除染ですね。除染というのは求められますから。

町長（齋藤俊夫君）はい。除染関係につきましては、12月定例会の中でも遠藤議員にお答えしたとおりでございます。基本は新年度の中でしっかりと計画的な対応をしてまいりたいというふうなことでございます。それだけだつて、今総務課長申しましたように、その本格的に対応する平成24年度のこの一定の期間、今後の期間ですね、ホットスポットの必要な対応が出てきた場合についての予算を若干計上させていただいたというふうなことでございます。

6番（遠藤龍之君）はい。せっかく表現だけは強調しているのに、措置は若干というのではちょ

つとがっかりするところがあるんですが、これについてはそういった要請、要望があったら積極的にこたえるべきだということを求めておきます。せつかくこういう表現しているんですからね。

それから、先ほどの一番最後ですね、12ページ、災害援護資金貸付金の増、これは当初見込みよりふえそうだからということで増になっているわけですが、当初見込みどのくらい見ていたのかということをお伺いします。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい。お答えします。当初につきましては、250万円で45件、1億1,750万円を当初今現在予算化したしております。よろしいですか。

6番（遠藤龍之君）はい。この増の、いつごろからその増の傾向になったのかな、予定から見てと、ふえるこの特徴というのが、どういった特徴が見られるのか。限度額が先ほど350万円ということでしたが、100万円の層が多いのか、50万円があればぎりぎりの300万円近くを借りているのか。その辺の分析というのがなされた上でのこの7,500万円の増なのかということについて確認します。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい。お答えします。1点目のいつごろからというふうなことにしましては、12月の相談申請から急激に相談ふえております。12月、1月分が通常月平均6件だったのが7件、9件というふうな形でふえていっております。もう一つ、貸付の中身ですけれども、いろいろ申請の方々の諸事情によって44件それぞればらばらでございまして、住宅購入につきましては、限度額の300万円近くを平均借りておりまして、そのほか家財道具、生活資金等々につきましては、それぞれ個別に事情が異なり金額もばらばらでございまして。

6番（遠藤龍之君）はい。この辺は対応する側としては、非常にやっぱり分析を密にして、そして対応を図っていかないと、これからどんどん、12月ころからふえ始めたということは、多分雇用保険とか、あるいはこれまでのあったものを使い果たしといいますか、それに不安を感じ借り始めたとか、多くは多分生活資金と私は思うので、その辺の本当は分析してほしいところなんです、そして、もし仮に生活資金が多く目的であるとするならば、これ今後の動向というのもきちっと見ていかなくてはならないのかなと。そして、そういった方々、要望している方々には不安なく制度が十分生かすというよりも、そういう支障のないような受け付けといいますか、対応をとということが求められると思いますか、その辺も含めて改めてお伺いいたします。だから、今後の動向ともう1回分析した結果、あるいはわかる時点で、どの辺の層からの内訳ですね、貸付内容の内訳と、あとそれに基づいた今後の動向について、もしわかればその辺についてお伺いします。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい。お答えします。生活資金につきましては、割合としては9件で約20パーセントでございまして。今後住宅購入や生活資金を含めて資金貸付の件数がふえるものと考えられます。250万円の30件分を7,500万円でございまして、予算措置をさせていただいております。

6番（遠藤龍之君）はい。すると、今の話だと、生活資金というか、生活関係は余りないということで、今この時点では受け止めていいんですね。そういう心配をすることないということ。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい。今後の動向につきましては、生活資金もふえてくるかというふうなことも考えられます。現在のところ、住宅購入、住宅補修につきまして約40パー

セント、家財道具22パーセントというふうな形で、住宅購入の方にシフトしている現状ではありますが、今後につきましては、そのような傾向が出てくるとの考えもございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。――討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第6号平成23年度山元町一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

ここで暫時休憩いたします。5時55分まで休憩いたします。

午後5時45分 休憩

---

午後5時55分 再開

議長（阿部 均君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部 均君）日程第11. 議案第7号を議題とします。

課長から提案理由の説明を求めます。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。議案第7号平成23年度被災建物等解体・撤去工事（その28）請負契約の締結についてご説明申し上げます。

提案理由から説明いたしますので、裏面をご覧ください。

提案理由、平成23年度被災建物等解体・撤去工事（その28）請負契約の締結に当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を要するので提案するものであります。

議案書表にお戻りください。

本案件ですが、契約の目的につきましては、平成23年度被災建物等解体・撤去工事（その28）でございます。

契約の方法でございますが、…以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑ありませんか。

12番（佐山富崇君）はい。指名業者及び工期について伺います。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。本工事の指名業者数でございますが、13社を指名いたしました。町内7社、町外6社で内訳が構成されております。それから、末工期

でございますが、平成24年3月29日となっております。以上でございます。

12番（佐山富崇君）はい。入札率。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。入札率につきましては87パーセントでございます。失礼いたしました。落札率ですね。落札率87パーセントでございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

4番（菊地八朗君）はい。この所有権は、所有物は静和園のものだと思うんですが、先ほどほかでも牛橋で、業務問題になりましたけれども、ここにある鉄骨等とか、そういう静和園とのこの町との関係はどのようになって、関係になって――ですか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。こちらの2棟の建物につきましては、解体・撤去の申請をうちの方にいただいております、その手続により今回解体の工事を行うものでございます。

4番（菊地八朗君）はい。じゃあ、その際、静和園からは、例えば先ほどの牛橋の件みたく余計なものを持つなよとか、そういう条件は一切ない。すべてきれいに、どうでもいいから撤去してくれという、どうでもというか、きれいに撤去してくださいよという締結のもと、こういうふうにしているんですね。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。撤去をしていただくようということで、すべて今回撤去する計画でございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

10番（岩佐 隆君）今落札率が87パーセントということでございますけれども、これについては、適正な金額だとは思いますが、従来この解体工事をやって、そのやったやつでこのおのおの多分落札率が違うと思うんですが、平均的な部分でどのぐらいなのかということ、また、これはそれに合わせてどういう形で水準的にどうなのか、それ1点と、あとこの解体工事そのものは、町の指名業者なり、県辺りの指名業者、それを入札参加させるという形だと思うんですが、指名の考え方として、基本に地元業者、あと町外業者、その率と、あと率等の問題もあると思うんですが、今説明受けた中で、87パーセントということで、常に解体の入札の中でそういう割合での指名をなさっているのかどうか。

それと、この指名をする上で、解体そのものは私もちょっとわからない部分もあるんですが、やっぱり資格等が必要なのかどうか、その辺について、そして必要だからとすれば、例えば建設業法に、もちろん建設業の関係でどういう形の資格なのか。その点をまず最初に。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。ご質問の1点目ですが、平均の落札率ということでございますけれども、全体の平均をかけたものはちょっと手元に資料は持ち合わせておりません。申しわけございません。今の段階ではまだ平均の落札率は積算しておりません。

それから、2点目でございますが、地元と町外の指名というお話でございましたが、解体工事、その27発注まで町内業者さんを中心に解体工事を施工していただきました。全体の申し込み数が1,730件を超える状況になりまして、町内業者さんだけでもかなりのボリューム等がございます。それから有資格者等の関係もございますので、今回28号から町外の業者さんも参入いただくような形になりました。

それから、資格の点でございますが、3点目でございますが、一般の土木施工の許可、



それから建物の解体工事の届け出を宮城県の方に提出されれば、本工事を受注する資格がございませう。以上でございませう。

10番（岩佐 隆君）はい。今お話を聞くと、この28から町内業者と町外業者入れて入札されたというお話ですけれども、今課長の答弁の中で有資格者の問題もあったという形と、あともう一つは全体のこれからの解体の工事、その戸数の関係、それもあると思うんですけれども、それについて今最後の方から言いますと、解体の戸数があとどのくらい残っているのか、そして今までどのくらいやっているのか、実際何パーセントなのか。

それと、あと有資格者、

議長（阿部 均君）質疑は一問一答でございませうので、1件ずつ質問願います。（「はい、では1件」の声あり）

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。全体の申請数でございませうが、1,730件を現在いただいております、発注率はその38まで発注済みでございませうして、58パーセントとなっております。以上でございませう。残戸数につきましては、723となっております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。今の説明の中で出てきたこの723、これを早く解体をする、そういった目的もあって、今回町外業者入れたというお話ですけれども、そういう形であればいつころまでに全体の、今その30までですけれども、その何十までやるのか。そして、実際にどの期間までにその解体の業務終わらせるという形で進むのか、その辺についてお伺いします。一問一答だけれども。

議長（阿部 均君）岩佐議員に申し上げます。

ただいまは平成23年度の被災物件解体工事請負契約についてでございませうので、総合的な部分については議題外に当たります、該当いたしますので、その辺は…、ほかにあれば。

10番（岩佐 隆君）はい。関連する事項と思って質疑させてもらった。何でかというのと、この全体の数の中でこの発注をすると。それが町外業者に今回あったので、それが具体的にこれからどういう形で今回のような形で進むのかどうかも含めて、今回は半分にしたということですから、どういった考え方をしているのかという中での質問ですから、その辺についてご答弁いただきたいと思ひます。今回から、28から変わったということなので、その中の一つとして、今戸数がいっぱい残っていると、そういう理由があったので、私は質問しているのです。

---

議長（阿部 均君）暫時休憩します。

午後6時10分 休憩

---

午後6時12分 再開

議長（阿部 均君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。ただいまご説明いたしました残りの723件につきましては、浸水区域で基礎のみが残っているお宅がかなりの数量を占めておりますので、今後発注につきましては、3月に向けて計画的に発注を進めてまいりたいと思ひます。以上でございませう。

10番（岩佐 隆君）はい。あと資格の関係のお話だったので、具体的に資格で今回は指名業者、

ある程度の資格の中で指名したという形だと思うんですけども、それで、今回の発注の一つの考え方として、先ほど言ったように、七つと六つの町外業者と町内業者に分けてやったと。先ほどお話ししたように、急ぐ部分と、あともう一つは資格の、有資格者の関係で町外業者を入れたということなのかどうか。その辺の確認をしたいと思います。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。おっしゃるとおりでございます。

10番（岩佐 隆君）はい。何でそういう形で大きくするかというと、今回の承認第1号も含めて、ほかにも解体現場で業者が請け負った中で、いろいろ問題も出ていると。そういう部分で、きちっとやっぱり有資格者を業者として選ぶべきだし、またやはりいろいろな問題ができないように、町としても監督責任をするべきだと思うんですよね。そういった中で、やっぱり町の指名業者なり、町外指名業者、それを十分に指名の中できちっとお話をしながら、業者として請け負っていただくような形が必要でないかと。そういう観点でお話ししているんで、担当課、あるいは副町長が入札の一番の偉い人なんだと思うので、その辺十分考慮しながら、これからの対応も含めて、じゃあ副町長の方に。

副町長（平間英博君）はい。被災建物の解体・撤去工事につきましては、まずは緊急性を要するとか、家屋が残っている丘通りの方を中心に一定の戸数、10戸ないし20戸を一つのグループとして解体工事の発注をしまいいりました。ただ、解体すべき対象物が多い余り、発注を急ぐと、ご指摘のトラブルもさらにふえる。まずは、指名をする際に、その能力のあるなし、資格のあるなしに加えて、先に発注した工事が完了したもの、そういった業者さんを入れると。解体・撤去工事が終わっていない業者さんを入れないで次回に回っていただく。まずは受託をした工事をきちんと執行していただくということを行いながら、その執行終わった業者さんにはさらに今回お入りいただくというような工夫もしながら執行に努めておりました。今後も解体撤去の進捗を図りますとともに、この工事の進捗の際にトラブルがないような配慮も行いながら、契約業者の指名の委員会も運営してまいりたいというふうに考えております。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

3番（渡邊 計君）はい。ただいまの副町長の回答で、資格の有無にかかわらず発注していたと、そういうふうな言葉だったと思うんですけども、いかがなものでしょうか。

副町長（平間英博君）はい。済みません、不適切な発言をしてしまいました。あくまでも有資格業者のうちで、今受注していて工事未了の場合は、そういった方は今回指名業者として指名するのは適格者じゃないという意味で、そういったセレクションをしながら進めてまいっております。誤解を与える発言を訂正させていただきまして、おわび申し上げます。

3番（渡邊 計君）はい。町外業者6社ということだったんですが、町内業者7社、それでその基準というのは、もちろん建設業許可お取りになっている業者さんだと思いますけれども、基準的には今現在工事中の業者というか、まだ完了していない業者さんは外したと。だから、その足りない分を町外から持ってきたという形ですか。

副町長（平間英博君）はい。今回の部分は、議会にも提案させていただいている案件でございます。いわゆる設計額時点で5,000万円を超えている業者ということでございます。さらに、先ほどご説明した中で、受託業者をまずは外させて、工事進捗中の部分を外させていただく。町内業者まず優先でお会いいただくのとあわせて、町外業者についてはある程度大手のところもお入りいただいておりますが、まずは災害復興関係で山元町での実績をお持ちのところにお声がけをさせていただく形で、指名業者をまずは絞り込んで、あわ

せて6社足して13社で今回入札をさせていただきました。

3番（渡邊 計君）はい。ただいまの件なんですけれども、5,000万円以上の設計額であったと。その場合山元町として受注できる業者というのは皆さんオーケーなんですか、全社28社なんですか。何かその辺は、お聞きします。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。解体・撤去工事につきまして、ただいまご説明いたしました町内業者さんございますが、これまでも解体の実績等がございます。金額的な5,000万円という部分は監理技術者等を置く場合の要件と思います。今回の入札にはその範囲内、監理技術者等の設置は特に求めない工事となります。以上でございます。

議長（阿部 均君）町内業者のうち何社がその資格を有していますかという質問ですから、すべて参入できるのかどうかと。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。大変失礼いたしました。ただいまのご説明でちょっと誤りがありました。おわびして訂正させていただきます。

今回、指名させていただいた7社が資格を有しております。

追加でご説明させていただきますが、ただいま説明の中で町内での業者さんという数のお話でございましたが、今回指名された7社以外にも有資格の業者さんはおられますが、既に解体工事等を撤去…、これまでに施工の解体・撤去工事の施工実績のある業者さんは町内で18社でございます。

副町長（平間英博君）はい。ただいまご質問のありました、いわゆる工事費の設計額5,000万円を超えることで指名で除く要件になるという部分については特にございません。まずはそれでよろしいですね。5,000万円以上の設計額を要件として、それが指名業者のうちで除かれるという…、

3番（渡邊 計君）はい。ちょっと質問の趣旨をご理解いただきたいんですが、5,000万円以上の入札に参加できる業者、山元町では何社あるんですかという質問だったんです。以上です。

災害復旧室長（庄司正一君）はい。今回の指名業者7社ということでご理解を賜りたいと。

3番（渡邊 計君）はい。そうしますと、28業者だったんですか、先ほど解体業務に今携わっている会社は。山元町の場合、山元町内業者。その中で7社だけが5,000万円以上の入札に参加する資格があるだけということなんですか。

災害復旧室長（庄司正一君）はい。渡邊議員さんのご質問は、マル特のお話を多分されていると思うんです。今回の解体につきましては、そのマル特の指名業者というのは山元町においては1社のみでございます。ですけれども、解体工事におきましては、議会にかかる5,000万円以上ということで、監理能力を勘案しまして、町内の業者を優先的にするために7社を指名したということでご理解を賜りたいというふうに思います。以上です。（「はい、わかりました」の声あり）

大変失礼しました。マル特という言葉、専門用語で使って大変失礼をしました。特別な特定建設業の資格を持っている業者ということで、本町においては1社のみということでございますので、訂正しておわび申し上げます。失礼しました。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第7号平成23年度被災建物等解体・撤去工事（その28）請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第12. 議員派遣の件を議題とします。

地方自治法第100条第13項及び山元町議会会議規則第119条の規定により、お手元に配布のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。よって、ただいまお諮りしましたとおり、議員派遣の件は決定されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長にご一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、変更を要するときの取り扱いは議長一任とすることに決定いたしました。

---

議長（阿部 均君）以上をもって本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成24年第1回山元町議会臨時会を閉会します。

大変お世話さまでした。

午後6時28分 閉会